令和８年９月３日
地　域　行　政　部
地　域　行　政　課

世田谷区地域行政推進計画の推進状況（中間まとめ）について

１　主旨

　世田谷区地域行政推進条例第19条に基づく、地域行政の推進に関する施策等を進める上での基本的な考え方と施策の方向性、具体的な取組み等を明らかにする世田谷区地域行政推進計画（令和6年度～令和9年度）について、4か年の計画期間のうち、２か年の取組み状況（令和7年度末まで）を中間まとめとしてとりまとめたので報告する。

２　中間まとめについて

　資料 「世田谷区地域行政推進計画推進状況【中間まとめ】」のとおり

３　今後のスケジュール（予定）

　令和8年9月　　区HPにて公表

世田谷区地域行政推進計画

推進状況【中間まとめ】

（令和７年度末まで）

2025 年度末まで

令和 8 年 9 月

世田谷区

地域行政推進計画　推進状況　中間まとめ　目次

項目名	該当ページ
1　地区・地域課題の解決	
(1)地区課題の把握と対応	
①地区アセスメントに基づく地区課題への取組み	1
②課題の解決に向けた取組みの公表と共有	2
(2)地域課題の把握と対応	
①タウンミーティング等の開催	3
②地域経営方針に基づく地域経営	4～8
2　多様なコミュニティづくりと区民参加の推進	
(1)コミュニティづくりと情報の共有	
①地区情報共有と地域参加の新たなしくみづくり	9
②転入者等への地区情報の発信	10
③地区情報連絡会・地域交流会の開催	11
④地区・地域での活動の場の確保	12
⑤町会・自治会への支援	13
(2)区民参加による課題の解決	
①地区情報共有と地域参加の新たなしくみづくり（再掲）	9
②まちづくり活動団体による課題解決の支援	14
3　地域福祉の推進	
(1)地域包括ケアの地区展開の充実	
①地区アセスメントに基づく地区課題への取組み(再掲)	1
②課題の解決に向けた取組みの公表と共有(再掲)	2
(2)福祉の相談窓口の充実	
①オンライン相談の検討・拡充	15
②ICT利用手続き等の支援	16
③区民生活の安全・安心に向けた支援	17
4　地域防災力の向上	
(1)地区・地域防災力の強化	
①防災塾の開催	18～31
②地区防災計画に基づく取組みの支援	
③初期消火体制及び応急救護体制の強化	
④震災時における在宅避難の支援	
⑤避難行動要支援者への支援の強化	32
⑥避難所運営組織への支援	18～31
⑦地区・地域の避難所体制の強化	
⑧集合住宅の防災の推進	
⑨拠点隊(まちづくりセンター)の体制強化	

5　安全で魅力的な街づくり	
(1)安全・安心の街づくり	
①地区計画・地区街づくり計画の活用	33～42
②地先道路整備計画に基づく道路事業の推進	
③街づくり事業での区画道路や広場整備等による木造住宅密集地域の解消	
④建築物の耐震化・不燃化のルールづくりや支援	
(2)区民主体の街づくり	
①街づくり協議会への助成や街づくり専門家の派遣制度を活用するなど区民主体の街づくりの推進	43～49
②計画策定や事業実施の際における参加と協働の街づくりの推進	
6　行政サービスの向上	
(1)くみん窓口・出張所の窓口の改善	
①「行かない　書かない　待たない」窓口の実現	50～52
②地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化への対応	53
(2)マイナンバーカード手続の体制強化	
①「(仮称)世田谷区マイナンバーカードセンター」の開設	54
②「マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー」の運営	55
(3)オンライン相談の検討・拡充(再掲)	15
(4)ICT利用手続き等の支援(再掲)	16
7　地域行政の運営体制の充実	
(1)地区・地域の課題解決のための体制の整備	
①総合支所地区担当による地区支援の強化	56
②地区・地域課題対応予算の拡充	57
③体制強化	58
(2)地区・地域の公共施設の建物の状況に応じた対応	59～63

中間まとめ　個票記載項目の説明

1　地区・地域課題の解決	
(1)地区課題の把握と対応	
施策の方向性	地区の実態に即した取組みを行うため、地区においては地区アセスメントを区民参加により意見を伺いながら作成(更新)し、課題と対応の方向性を明らかにします。併せて課題の共有化を図り、自治の担い手である幅広い世代の区民の参加と協働による課題の解決を促進します。 **計画に記載されている「施策の方向性」及び「具体的な取組み計画」を記載しています。**
具体的な取組みの計画	① ・地区事務局・児童館等が、地区の社会資源、住民のニーズ、生活課題等を把握・分析します。これを、地区の区民・関係機関等と共有するとともに、広く公表します。 ・地区課題の解決に向けて、区民や団体、事業者とともに、参加と協働の地域づくりを進めます。 ・総合支所は、地区の取組みを保健福祉や街づくり等の業務の専門性や広汎性を活かして支援します。 ・本庁は、まちづくりセンター及び総合支所と情報を共有し、一体となって施策を実施します。
令和7年度末までの取組み状況	各地区では地区アセスメントを作成し、令和6年度地区アセスメントを令和6年11月に区ホームページの各地区ページにて公表しました。 また、令和7年11月には、令和7年度地区アセスメントとして、更新して公表しました。 各地区[illegible]ています。 **令和７年度末までの取組み状況を記載しています。** 令和6[illegible] 令和7年度　参加と協働を基盤とした地区課題への取組数　164件 ＜取組みの例（詳しくは各地区アセスメント(区HPページID21092)に記載しています)＞ ・子どもの居場所確保と多世代交流の促進　　・子ども食堂や地域カフェの支援 ・買い物不便の解消　・高齢男性の活躍と居場所の確保　・認知症カフェの支援 ・地域活動の新たな担い手の確保　・まちの美観の確保　等
2年間の取組みによる成果等	地区の課題について、多くの区民や団体が協力し、その解決や緩和に向けて取り組んでいます。その前提として、まちにどのような課題があるのか、どのような団体が活動しているか等を把握すること[illegible]めの資料としての地区[illegible]ことで課題の共有に繋が[illegible] **２年間の取組みの状況を踏まえた成果を記載しています。** 地区アセスメントに記載の地区の課題について、その多くがすぐに解決が図られるものではなく継続して取り組む必要がありますが、この2年間で多くの方が各取組みに参加し、協働することで、まちの課題への対応が進んできています。
令和8年度以降の取組み予定	引き続き、各地区において、地区の課題対応に参加と協働を基盤として取り組んでいきます。 **令和８年度以降の取組み予定について記載しています。**

1　地区・地域課題の解決	
(1)地区課題の把握と対応	
施策の方向性	地区の実態に即した取組みを行うため、地区においては地区アセスメントを区民参加により意見を伺いながら作成(更新)し、課題と対応の方向性を明らかにします。併せて課題の共有化を図り、自治の担い手である幅広い世代の区民の参加と協働による課題の解決を促進します。
具体的な取組みの計画	**①地区アセスメントに基づく地区課題への取組み** ・地区アセスメントにおいて、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会地区事務局・児童館等が、地区の社会資源、住民のニーズ、生活課題等を把握・分析します。これを、地区の区民・関係機関等と共有するとともに、広く公表します。 ・地区課題の解決に向けて、区民や団体、事業者とともに、参加と協働の地域づくりを進めます。 ・総合支所は、地区の取組みを保健福祉や街づくり等の業務の専門性や広汎性を活かして支援します。 ・本庁は、まちづくりセンター及び総合支所と情報を共有し、一体となって施策を実施します。
令和7年度末までの取組み状況	各地区では地区アセスメントを作成し、令和6年度地区アセスメントを令和6年11月に区ホームページの各地区ページにて公表しました。 また、令和7年11月には、令和7年度地区アセスメントとして、更新して公表しました。 各地区では地区課題への対応を、参加と協働の地域づくりを基盤にして進めています。 令和6年度　参加と協働を基盤とした地区課題への取組数　158件 令和7年度　参加と協働を基盤とした地区課題への取組数　164件 ＜取組みの例（詳しくは各地区アセスメント(区HPページID21092)に記載しています)＞ ・子どもの居場所確保と多世代交流の促進　　・子ども食堂や地域カフェの支援 ・買い物不便の解消　・高齢男性の活躍と居場所の確保　・認知症カフェの支援 ・地域活動の新たな担い手の確保　・まちの美観の確保　等
2年間の取組みによる成果等	地区の課題について、多くの区民や団体が協力し、その解決や緩和に向けて取り組んでいます。その前提として、まちにどのような課題があるのか、どのような団体が活動しているか等を把握することが重要であり、さらにそれを地区住民が共有する必要があります。そのための資料としての地区アセスメントを住民意見を聞きながら作成し、年度毎に更新、公表することで課題の共有に繋がっています。 地区アセスメントに記載の地区の課題について、その多くがすぐに解決が図られるものではなく継続して取り組む必要がありますが、この2年間で多くの方が各取組みに参加し、協働することで、まちの課題への対応が進んできています。
令和8年度以降の取組み予定	引き続き、各地区において、地区の課題対応に参加と協働を基盤として取り組んでいきます。

1　地区・地域課題の解決	
(1)地区課題の把握と対応	
施策の方向性	地区の実態に即した取組みを行うため、地区においては地区アセスメントを区民参加により意見を伺いながら作成(更新)し、課題と対応の方向性を明らかにします。併せて課題の共有化を図り、自治の担い手である幅広い世代の区民の参加と協働による課題の解決を促進します。
具体的な取組みの計画	**②課題の解決に向けた取組みの公表と共有** ・各地区の取組みを全区での地域包括ケアの地区展開報告会(全地区合同の四者連携会議)等の機会において区民や事業者等と共有し、好事例を他地区の課題の解決に活かせるようにします。
令和7年度末までの取組み状況	地域包括ケアの地区展開報告会等を開催し、好事例の共有を図りました。 ◇令和6年度　地域包括ケアの地区展開報告会～参加と協働の地域づくりの取組み 日時　令和7年1月30日(木)　14時～16時 会場　北沢タウンホール 参加者　249名(ウェビナー参加含む) 事例　上町地区 みせるぜ！上町地区の底力！～希望が繋がる、人生が輝くまち～ 松沢地区 子どもから高齢者まで、みんなが明るく暮らせる町　それが松沢！！ ～多世代で取り組もう～ 用賀地区 多世代が交流し、誰もが安心して暮らし続けられる 支え合い・助け合いのあるまちをめざした取り組み ◇令和7年度　シンポジウム「世田谷版地域包括ケア10年」 日時　令和7年11月19日(水)　14時30分～17時 会場　玉川せせらぎホール 参加者　282名(ウェビナー参加含む) 世田谷版地域包括ケア10年にあたり、これまでの取組みを振り返り、分析を行うことでその強みや課題を再認識し、65歳以上の人口のピークを迎える2040年代に向けて世田谷版地域包括ケアの更なる発展を目指す契機とした。 事例　砧地区　世田谷区地域包括ケアシステム　開始からの10年を振り返る ～参加と協働の地域づくり～
2年間の取組みによる成果等	地区課題への対応の共有化に向け、開催日には多数の参加を得るとともに、アーカイブ視聴も併せて実施しました。これにより類似課題への取組みの際に手法等を参考にするなど、他の地区の課題対応に資する情報を共有することができています。また、世田谷版地域包括ケア10年を契機としてシンポジウムでは、これまでの振り返りから、今後の発展に向けての気運の醸成を図ることができました。
令和8年度以降の取組み予定	令和8年度は、世田谷版地域包括ケア10年について紹介する冊子の作成を行い、地区での好事例の掲載など、課題への対応事例の共有化を図るとともに、冊子の配布により、参加と協働の地域づくりに関わる人や団体数の拡大に繋げていきます。

1　地区・地域課題の解決	
(2)地域課題の把握と対応	
施策の方向性	地域においては、地区の課題を踏まえた上で、地域経営方針を区民参加により意見を伺いながら作成し、課題と対応の方向性を明らかにしています。地域課題の共有化を図り、自治の担い手である幅広い世代の区民の参加と協働による課題の解決を促進します。
具体的な取組みの計画	**①タウンミーティング等の開催** ・地域において区民意見を伺うためのタウンミーティング等を定期的に開催します。 ・タウンミーティング等は、地域経営方針に基づく取組み状況や次期の地域経営方針等へのご意見を伺うために開催するほか、地域において課題解決等に即したテーマごとに開催する場合があります。
令和7年度末までの取組み状況	令和6年度には、区の都市づくり・街づくりの総合的な基本方針である「世田谷区都市整備方針」のうち、5つの地域(世田谷・北沢・玉川・砧・烏山)ごとに示す街づくりの方針である『第二部「地域整備方針」』の見直しにあたり、素案の作成に向けて、たたき台に関する意見交換会をタウンミーティングとして実施し、区民からご意見をいただきました。 世田谷地域　令和6年8月10日(土)開催　参加者　26名 北沢地域　令和6年8月　3日(土)開催　参加者　18名 玉川地域　令和6年8月　2日(金)開催　参加者　12名 砧地域　令和6年8月　3日(土)開催　参加者　30名 烏山地域　令和6年7月27日(土)開催　参加者　31名 令和7年度は、新たな地域計画等の策定がなかったことから、実施しませんでした。(個別の街づくり等のテーマに基づいての説明会やご意見を伺う会は実施しています。)
2年間の取組みによる成果等	令和6年度のタウンミーティングにより、いただきました意見等を踏まえて、令和7年7月に世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針(後期)」』を策定しました。
令和8年度以降の取組み予定	令和9年度に、現地域行政推進計画や地域経営方針等に基づく取組み状況を踏まえて、ご意見を伺いながら、次期計画等の策定に向けたタウンミーティングの実施を予定しています。

1　地区・地域課題の解決	
(1)地区課題の把握と対応　(世田谷地域)	
施策の方向性	地域においては、地区の課題を踏まえた上で、地域経営方針を区民参加により意見を伺いながら作成し、課題と対応の方向性を明らかにしています。地域課題の共有化を図り、自治の担い手である幅広い世代の区民の参加と協働による課題の解決を促進します。
具体的な取組みの計画	**②地域経営方針に基づく地域経営(地域課題への取組み)** ・地域経営方針に基づき、総合支所全体でまちづくりに取り組みます。 ・地域の課題に対応する取組みを区民や団体の参加と協働により推進します。 ・本庁は、地域経営の内容を踏まえた施策の立案を行い、まちづくりセンター・総合支所と情報を共有し、一体となって施策を実施します。
令和7年度末までの取組み状況	【世田谷地域】 　世田谷地域の取組みとして、三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画である「三茶のミライ」で掲げる未来像の取組みに地域住民や事業者と地域の課題解決にともに取り組む社会実験やイベント時にまち滞在性の向上を図るために設置するストリートファニチャーのデザインコンペなどを実施した。また、日頃からの防災意識を高めるため、在宅避難やマンション防災の推進をまとめた冊子の地域内全戸配布や、世田谷地域全体の防災イベントを世田谷公園で実施するなど、新たな取組みも開始しました。 　各地区のまちづくりセンターでは、町会・自治会活動の支援をはじめ、防災活動の支援など、各地区の四者連携で共有している地区アセスメントを活用しながら地区の課題解決に向けて、地区防災マップの改訂や多世代交流事業など各地区の状況を踏まえた取組みを実施しました。
2年間の取組みによる成果等	・“三茶のミライ実現につながる地域との協働による先進的な街づくりの取組み「モデルプロジェクト」の実施”の取組みを通じ、三軒茶屋駅周辺を中心としたまちづくりを進め、地域のにぎわいや魅力の向上、さらには地域の活性化につながってます。 ・地域住民や事業者と連携した地域の課題解決の取組、防災冊子の全戸配布や地域イベントを通じて日常的なつながりが強化され、顔の見える関係が形成されました。 ・まちづくりセンターによる多世代交流事業や四者連携の取組みにより、地域内の世代間・主体間の連携が深まり、持続的な地域コミュニティの醸成が進みました。
令和8年度以降の取組み予定	・被災時における出火防止対策として感震ブレーカーの周知・啓発を行い、在宅避難における備えの重要性の周知に取り組むとともに、災害対策課が実施するマンション防災出前講座を活用し、マンションの防災組織化を引き続き支援します。 ・地区アセスメントにおいて、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会地区事務局・児童館等が、地区の社会資源、住民のニーズ、生活課題等を把握・分析し、地区の区民・関係機関等と共有するとともに、広く公表し、地区課題の把握と対応に努めます。 ・地域課題を把握し、地域経営方針に基づき、身近な地域・地区で安心してつながり、支えあう、いつまでも住み続けたいまちづくりを進めます。

1　地区・地域課題の解決	
(1)地区課題の把握と対応　(北沢地域)	
施策の方向性	地域においては、地区の課題を踏まえた上で、地域経営方針を区民参加により意見を伺いながら作成し、課題と対応の方向性を明らかにしています。地域課題の共有化を図り、自治の担い手である幅広い世代の区民の参加と協働による課題の解決を促進します。
具体的な取組みの計画	**②地域経営方針に基づく地域経営(地域課題への取組み)** ・地域経営方針に基づき、総合支所全体でまちづくりに取り組みます。 ・地域の課題に対応する取組みを区民や団体の参加と協働により推進します。 ・本庁は、地域経営の内容を踏まえた施策の立案を行い、まちづくりセンター・総合支所と情報を共有し、一体となって施策を実施します。
令和7年度末までの取組み状況	【北沢地域】 ・地域課題の解消のため、羽根木区民集会所をモデルに地域住民と地域の課題・ニーズ等について整理を行うワークショップを3回開催しました。これを受け、羽根木区民集会所を拠点に、地域住民の主体的運営により、地域の居場所となり新たな活動を生み育む「地域の部活動」を、令和7年4月から3回の試行を経て、区とファシリティターが伴走支援しながら、同年7月から月1回、定期で開催しています。 ・下北沢駅駅前広場整備工事のため、駅前広場のコンテナ型案内所を撤去し、新たに移動式ワゴンを利用し、商店街と連携し、まちの情報発信を行う案内所の運営を支援しました。一方で、駅前広場の活性化に伴い下北沢駅周辺のごみ問題・治安悪化等の地域課題に対する取組みとして、下北沢エリアマネジメント協議会が自主的に、国からの補助金を受けて、ごみ箱を令和7年9月・10月に計15日間設置し、分析調査を行う社会実験を行いました。 ・各地区のまちづくりセンターでは、各地区の特性を生かし、高齢者や多世代の交流機会の確保や居場所の創出など、課題を踏まえた取組みを実施しました。
2年間の取組みによる成果等	・羽根木区民集会所の地域の部活動では、地域の方のアイデアを基に区民が主体的に活動に加わり、高齢者の居場所や健康の確保はじめ、様々な地域の課題を解決するために積極的な活動が継続されています。高齢者やご家族などが多く参加する活動に加え、子育て世代の方も多く参加するフリーマーケットも開催するなど、世代を超えた交流が生まれています。 ・下北沢駅前においては、移動式ワゴンの貸与による支援により商店街等と連携したまちの魅力発信を継続することができました。また、下北沢エリアマネジメント協議会が実施したごみ箱設置の社会実験により、駅周辺のごみ問題に関する実態把握や効果検証が進み、地域課題の解決に向けて1つの基礎データの蓄積につながりました。これらの取組みを通じて、良好な環境形成と地域価値の向上に向けて地域団体や事業者等との連携体制が醸成されました。 ・まちづくりセンターによる多世代交流事業や四者連携の取組みにより、幅広い世代や様々な立場の区民の連携が深まり、持続的な地域コミュニティの活性化が進みました。
令和8年度以降の取組み予定	・地域課題である下北沢駅周辺における良好な環境(マナー向上等)や地域価値の維持・向上を図るため、下北沢エリアマネジメント協議会や地域団体等と連携して、継続的に地域課題の解決に取り組みます。 ・地区課題解決の新たな取組みのひとつとして、梅丘地区の豪徳寺・梅丘エリアでは、児童館を中心に、区立・私立保育施設の職員等の情報交換会を実施し、意見交換会での意見も参考にしつつ、梅丘地区社会福祉協議会を中心に「子どもの見守り・多世代交流事業」を企画していきます。 ・その他、各地区のまちづくりセンターでは、地区課題の解決に向け、四者連携を生かし、地域カフェや交流会、広報物の作成・活用などにより、新たな地域資源・人材の開発や確保、地域包括ケアシステムの周知、高齢者の外出機会や居場所の創出、子どもの見守りなど、幅広い世代にアプローチする取り組みを進めていきます。

1　地区・地域課題の解決	
(1)地区課題の把握と対応　(玉川地域)	
施策の方向性	地域においては、地区の課題を踏まえた上で、地域経営方針を区民参加により意見を伺いながら作成し、課題と対応の方向性を明らかにしています。地域課題の共有化を図り、自治の担い手である幅広い世代の区民の参加と協働による課題の解決を促進します。
具体的な取組みの計画	**②地域経営方針に基づく地域経営(地域課題への取組み)** ・地域経営方針に基づき、総合支所全体でまちづくりに取り組みます。 ・地域の課題に対応する取組みを区民や団体の参加と協働により推進します。 ・本庁は、地域経営の内容を踏まえた施策の立案を行い、まちづくりセンター・総合支所と情報を共有し、一体となって施策を実施します。
令和7年度末までの取組み状況	【玉川地域】 玉川地域の取組みとして、地域の水とみどりの豊かな自然資源を守り、その魅力を次世代へ継承していくという経営方針に基づき、多摩川の魅力の再発見、多世代間の交流機会を創出するため、多摩川河川敷を会場に参加型のスポーツイベント「二子玉川アクティブチャレンジデイ」を令和6年に初めて開催し、令和7年度も継続し実施しました。 また、壮年期世代の健康に関する興味をもってもらうため、健康せたがやプラン(第三次)に基づき、普段の生活の中で10分多く身体を動かし、健康時間を増加させようという啓発用動画を令和6年度作成し、令和7年度より支所のデジタルサイネージ等で周知、健康づくり行動の契機となるよう普及啓発を行いました。 各まちづくりセンターでは、地域コミュニティや高齢者の居場所づくり、多世代交流の促進、地域の見守り活動など、各地区の課題に応じた取組みを実施しました。
2年間の取組みによる成果等	令和6年度からの2年間において、地域経営方針に基づき、地域及び各地区の課題に応じた取組みを着実に実施しました。地域の取組みでは、「二子玉川アクティブチャレンジデイ」を継続実施し、多世代交流や地域の魅力発信、地域への愛着醸成を図るとともに、健康づくりの普及啓発を進めました。各地区では、多世代の居場所づくり、見守り活動、買い物支援の周知等を実施し、地域コミュニティの活性化や地区力の向上につなげました。また、木造密集地域等の街路消火器設置、水害時の円滑な避難所運営に向けた備えを図り、地域の防災力向上に寄与しました。
令和8年度以降の取組み予定	地域の取組みでは、多世代交流や地域の魅力発信につなげる取組みとして「二子玉川アクティブチャレンジデイ」を継続して実施します。また、地区ごとの取組みとして、上野毛地区では買い物支援の充実に向け、官民連携による事業者募集を実施します。さらに、公共交通不便地域である奥沢地区では、地域協議会を設立し、新たなコミュニティ交通についての検討を進めます。このほかの地区においても、地区アセスメントや五者連携を通じて把握した地域ごとの課題を踏まえながら、各種取組みを継続・発展させていきます。また、震災、水防などの取組みについても防災意識の向上や地域防災力の強化に取り組み、誰もが安心して住み続けられる地域づくりを進めていきます。

1　地区・地域課題の解決	
(1)地区課題の把握と対応　(砧地域)	
施策の方向性	地域においては、地区の課題を踏まえた上で、地域経営方針を区民参加により意見を伺いながら作成し、課題と対応の方向性を明らかにしています。地域課題の共有化を図り、自治の担い手である幅広い世代の区民の参加と協働による課題の解決を促進します。
具体的な取組みの計画	**②地域経営方針に基づく地域経営(地域課題への取組み)** ・地域経営方針に基づき、総合支所全体でまちづくりに取り組みます。 ・地域の課題に対応する取組みを区民や団体の参加と協働により推進します。 ・本庁は、地域経営の内容を踏まえた施策の立案を行い、まちづくりセンター・総合支所と情報を共有し、一体となって施策を実施します。
令和7年度末までの取組み状況	【砧地域】 砧地域の取組みとして、在宅避難の推進をテーマにした砧地域防災イベントを開催し、参加者が災害への備えを具体的な行動へ移すきっかけとなるよう、各専門家による講演やパネルディスカッションを実施しました。併せて、各種パネル展示による啓発や、住まいの耐震化等に関する関係所管の相談コーナーでの相談対応を行い、防災知識の理解促進を図りました 公共交通不便地域対策として、交通政策課が所管し実証運行中の砧地区「予約制乗合ワゴン」事業について、まちづくりセンターが中心となって4者連携にて、地域内学校との連携や児童館のこどもたちとの参加と協働により、体験乗車会や駅前街頭インタビュー、啓発グッズやポスターを作成し周知啓発を行いました。また、スマホ講座において予約アプリの利用方法も一緒に行い、Web登録者及びワゴン利用者の増加に努めました。 公募による様々な世代の皆さんに参加いただき、ユニバーサルデザインや景観等の視点でまち歩きワークショップを開催し、参加と協働によりウォーカブルマップ(成城地区)を作成しました。ウォーカブルマップ活用し、まち歩きによる地域コミュニティの醸成や健康増進等につなげました。 各まちづくりセンターでは、「スマホカフェ」や「子育て広場」等居場所づくり、ボッチャ体験会等、誰もが参加できる地域交流やコミュニティ醸成に取り組みました。
2年間の取組みによる成果等	防災イベントを2年続けて在宅避難を主なテーマとして実施したことにより、区の在宅避難支援事業を補完する形で在宅避難の認知度向上につなげることができました。また、昨年度は成城学園の防災イベントと同日に開催したことで、災害時協力協定締結先との連携強化にも寄与しました。 砧地区「予約制乗合ワゴン」は、地域住民の福祉・健康面や、地域経済等への多様な効果が確認できたことから、令和8年4月1日より本格運行へと移行しました。 成城地区では参加と協働により企画・作成したウォーカブルマップを活用した、まち歩きイベントを開催し、多くの方に参加いただいた。また、船橋地区ではウォーカブルマップ作成等に向けて、まち歩きやワークショップを実施しました。両地区ともに地区の魅力を多様な視点で再発見することができました。
令和8年度以降の取組み予定	・区民の防災力向上、在宅避難の推進のため、引き続き啓発に努めます。 ・公共交通不便地域である喜多見地区における新たなコミュニティ交通の導入に向けた取組みについて、まちづくりセンターを中心に支援します。 ・「居心地がよく歩きたくなるまちづくり」を目指し、砧地域全体で地域住民や関係所管と連携のうえ、ウォーカブルなまちづくりを推進します。 ・その他、各まちづくりセンターで地区の特性を踏まえ、地区課題に取り組みます。

1　地区・地域課題の解決	
(1)地区課題の把握と対応　(烏山地域)	
施策の方向性	地域においては、地区の課題を踏まえた上で、地域経営方針を区民参加により意見を伺いながら作成し、課題と対応の方向性を明らかにしています。地域課題の共有化を図り、自治の担い手である幅広い世代の区民の参加と協働による課題の解決を促進します。
具体的な取組みの計画	**②地域経営方針に基づく地域経営(地域課題への取組み)** ・地域経営方針に基づき、総合支所全体でまちづくりに取り組みます。 ・地域の課題に対応する取組みを区民や団体の参加と協働により推進します。 ・本庁は、地域経営の内容を踏まえた施策の立案を行い、まちづくりセンター・総合支所と情報を共有し、一体となって施策を実施します。
令和7年度末までの取組み状況	【烏山地域】 烏山地域の取組みとして、千歳烏山駅周辺における、まちづくりに係る情報共有・意見交換等の場として、区民参加による「ちとからまちづくりフォーラム」を開催し、この度作成した現在の駅周辺の模型を、まちの未来についての意見交換等に活用しました。また、地域への愛着の醸成に努めるために、地域キャラクター「からぴょん」のデザインを入れたスタッフジャンパーを作成し、地域・地区のイベントで職員が着用するなど、PRを行いました。防災面では、地区の防災活動について、防災に関するNPO団体に委託を行い、防災体制や訓練内容の改善に向け検討を行うなど防災力の強化を図りました。 各地区では、大規模団地建替えに伴う新たなコミュニティ形成への支援として、都営アパート入居者に対する福祉相談や移動販売による買い物支援を実施するとともに、三者連携によるコミュニティづくりの取組みを継続し、八幡山駅周辺のまちづくりでは、意見交換や街頭啓発、イベント等の活動を実施し、地域主体のまちづくりに向けた取組みを継続しました。また、区HPや支所X、動画などによるまちづくりセンターからの情報発信の充実や地域資源マップ、防災マップの内容の更新・配布、地域資源との連携を図る防災訓練の実施など、各地区の状況を踏まえた課題解決に向けた取組みを実施しました。
2年間の取組みによる成果等	地域経営方針に掲げた「まちがつながる、人をつなぐ」という言葉のもと、地域づくりを推進しました。地域では、千歳烏山駅周辺のまちづくりにおいて、区民参加による「ちとからまちづくりフォーラム」を開催し、情報共有および意見交換の場を継続的に設けました。あわせて、新たに作成した駅周辺の模型を活用し、将来のまちの姿について具体的なイメージを共有しながら議論を行うことで、住民の理解促進と主体的な参画を促進しました。また、烏山地域キャラクター「からぴょん」を活用した取組みにより地域への親しみや一体感の醸成を促進しました。 各地区では、地域資源マップや防災マップの内容を更新し配布することで、地域の魅力や強み、防災情報の共有を進め、住民の理解促進と安心感の向上につなげました。また、大規模団地建替えに伴う都営アパート入居者への福祉相談や移動販売による買い物支援の実施により、生活不安の軽減が図られ、三者連携によるコミュニティづくりの取組みの継続により、新たな居住者を含めた地域コミュニティの形成と交流の促進が図られました。 これらの取組を通じて、人と人とのつながりを基盤とした、地域コミュニティの活性化が進むとともに、住みやすく愛着の持てる地域づくりが着実に進展しました。
令和8年度以降の取組み予定	地域の取組みとしては、千歳烏山駅周辺におけるまちづくりに係る情報共有・意見交換等の場として開催する「ちとからまちづくりフォーラム」に参加する地域住民や商店街、まちづくり活動団体等と連携することをテーマとし、高校生を中心としたまちづくり活動の企画を新たに実施します。また、区民の地域への愛着を深める取り組みとして、「からぴょん」を活用した取組みを継続して実施します。 各地区では、地域資源と連携した取組みの事業の拡充や新規資源の開拓に努め、地域資源情報をまとめた資料を最新情報に更新して配布します。また、地域活動の魅力を伝えるため、簡単に視聴できる動画を作成し配信します。さらに、在宅避難啓発のため、家庭用防災用品を防災訓練等のイベントで展示し、地域住民の防災意識の向上、防災力の向上を図ります。 今後、各地区において進められる事業の担い手不足などの課題解決に向け参加と協働の再構築に向けた見直しの動きと地区アセスメントや四者連携などによって把握した課題等を踏まえ、地区・地域の課題解決に向けた取組みを継続して実施します。

2　多様なコミュニティづくりと区民参加の推進	
（1）　コミュニティづくりと情報の共有	
施策の方向性	地域住民が継続して交流できる機会や場所を確保し、すべての人に「居場所と役割」があるまちづくりをめざし、住民同士の関係性を深めることで、お互いに支え合い、助け合える関係性の構築と地域コミュニティの醸成を図ります。 コミュニティづくりや地域の課題へ対応に必要な、まちの特性や課題、まちづくり等に関する地区・地域情報について、情報共有プラットフォームへの発信や区ホームページのリニューアル等により発信を強化します。
具体的な取組みの計画	**①地区情報共有と地域参加の新たなしくみづくり** ・地区を中心とした生活圏の多様な情報が集まり、地区住民が情報を共有できる情報共有プラットフォームづくり（地域情報共有SNS等の地区内での定着化）を地区住民や団体等の参加と協働により推進します。 ・情報共有プラットフォームを既存の地域情報共有SNS等によらず、独自に幅広い世代の参加と協働によりアプリ等を開発する取組みに対し、定着化等に向けた支援を行います。 ・情報共有プラットフォーム等へのコミュニティづくりや地域参加のきっかけに資する様々な情報発信を強化します。 ・情報共有プラットフォームへの幅広い世代の参加に向けて、四者連携のネットワークを活かした参加促進を図ります。 ・情報共有プラットフォームで生活圏に関する様々な情報が得られることや、自ら情報をその場所に発信できることを地区住民や団体等へ案内し、利用拡大を図ることでプラットフォームの定着化を図ります。
令和7年度末までの取組み状況	地区情報共有プラットフォームとして、東急株式会社による地域コミュニティアプリ「common」が玉川地域で活用が進んでいたことから、区内全域へのサービスエリアの拡大とまちづくりセンターでの試行を経て東急株式会社と連携協定を締結し、区民利用の促進に取り組んでいます。情報を知ることをきっかけとしての地域イベントへの参加や協働への促進に繋げています。 令和6年度　まちづくりセンターでの試行開始 令和7年度　東急株式会社と連携協定締結 協定に基づいて、公共施設でのチラシの配架、ポスターの掲出などを行いました。 事業者も、世田谷区版の案内チラシの作成、区内での配布などを行いました。 令和7年度末までに、区内の登録者数は、約30,700名となり、19地区での活用の定着が進みました。 ※定着：まちづくりセンターの発信につき50人以上が閲覧し、一定程度利用が進んだと認められる状況
2年間の取組みによる成果等	まちづくりセンターからの情報のほか、区民がまちの風景、地域のイベント、新しいお店の感想などを投稿し、団体や事業者等も子ども食堂、認知症カフェ、各種サークル・教室、カフェ、商店街、町会自治会、大学関係などが投稿するなど、地区内の様々な情報が共有され、情報共有をきっかけとしてのイベントや事業への参加や協働にも繋がっているものと考えています。
令和8年度以降の取組み予定	地域情報が充実することで、区民利用も促進されることから、区民、団体等に向けての広報活動を運営事業者と協力して実施していきます。 特に、町会・自治会、商店街や、区の広報板利用団体、区内NPOなどの利活用の促進を図っていきます。 地区の住民にピンポイントで情報が伝わる特性を活かして、災害・犯罪発生時の周知や、高齢者の行方不明者の情報の共有などに役立てる方策を検討します。

2　多様なコミュニティづくりと区民参加の推進	
（1）　コミュニティづくりと情報の共有	
施策の方向性	地域住民が継続して交流できる機会や場所を確保し、すべての人に「居場所と役割」があるまちづくりをめざし、住民同士の関係性を深めることで、お互いに支え合い、助け合える関係性の構築と地域コミュニティの醸成を図ります。 コミュニティづくりや地域の課題へ対応に必要な、まちの特性や課題、まちづくり等に関する地区・地域情報について、情報共有プラットフォームへの発信や区ホームページのリニューアル等により発信を強化します。
具体的な取組みの計画	**②転入者等への地区情報の発信** ・新たに地区の住民になった方などに、地区のことをいち早く知ってもらい、新たな生活に役立ててもらうために、まちづくりセンターや防災のこと、地区の施設・見どころやイベントなどを「せたがや動画（YouTube区公式チャンネル）」等によるガイダンス動画で案内します。 ■地区動画の発信等 令和6年度　　28地区公開 令和7年度～　動画の更新等
令和7年度末までの取組み状況	令和6年3月に地区動画を公開しました。 世田谷区への転入手続き時に、地区動画の案内（リーフレットへの読み込みコードの添付など）を行うなど、地区の概要をいち早く知っていただけるように努めました。 令和7年5月15日現在　28地区動画　延べ総視聴数17，481回 令和8年4月24日現在　28地区動画　延べ総視聴数28，483回
2年間の取組みによる成果等	年間1万人を超える方が視聴し、新たに地区の住民になった方などに、地区のことをいち早く知ってもらい、新たな生活に役立ててもらうことができていると考えています。
令和8年度以降の取組み予定	施設の移転や、まちの行事・イベントの変更などにより動画情報の更新が必要な際には、内容の修正やテロップでの案内などを行います。また、内容が大きく作成時と異なってきている際には、新たな動画を作成を含めて必要な対応をしていきます。引き続き地区を知っていただくためのガイダンス動画として活用いただけるように広報に努めていきます。

2　多様なコミュニティづくりと区民参加の推進	
(1) コミュニティづくりと情報の共有	
施策の方向性	地域住民が継続して交流できる機会や場所を確保し、すべての人に「居場所と役割」があるまちづくりをめざし、住民同士の関係性を深めることで、お互いに支え合い、助け合える関係性の構築と地域コミュニティの醸成を図ります。 コミュニティづくりや地域の課題へ対応に必要な、まちの特性や課題、まちづくり等に関する地区・地域情報について、情報共有プラットフォームへの発信や区ホームページのリニューアル等により発信を強化します。
具体的な取組みの計画	**③地区情報連絡会・地域交流会の開催** ・各地区・地域において地区情報連絡会(既存の活動がその役割を担っている場合を含みます)、地域交流会を開催(または開催を支援)し、地区・地域で活動する団体等が、幅広く情報や課題を共有することにより、地域活動の活性化に結び付くように支援します。また、地域活動に参加する人を拡げるため等、顔と顔をつなぎ、地区・地域力の向上を図ります。 ■地区情報連絡会の開催数と参加団体数(当初目標) 開催数　延べ参加団体数 令和6年度　79回　1,012団体 令和7年度　81回　1,040団体 令和8年度　83回　1,068団体 令和9年度　85回　1,096団体
令和7年度末までの取組み状況	◇地区情報連絡会の開催数と参加団体数 令和6年度　開催数　73回　延べ参加団体数 1, 237団体 令和7年度　開催数　74回　延べ参加団体数 1, 388団体 (参考)地区情報連絡会の実施テーマ等 ◇地域の絆連携活性化事業における交流会の実施 令和6年度 令和7年2月14日実施 参加団体50団体 講演会”補助金・助成金との上手な付き合い方 ～団体の基盤づくりにつなげよう～” 東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・市民活動センター 森 玲子氏 令和7年度　令和8年2月10日実施　参加団体62団体 第一部:講演会 人が集まる！地域が動く！活動団体が知っておくべき「連携」と「チーム作り」の秘訣　NPO法人 CRファクトリー代表理事 呉 哲煥氏 第二部:グループ意見交換会 連携・協力を生み出すための「相互理解」を深める意見交換会(グループワーク)
2年間の取組みによる成果等	地区情報連絡会について、地区では、その実態を踏まえて、新たな交流が創出されるように、テーマ設定による実施や地区の四者での参加呼びかけなど、内容や手法の工夫を図っています。その結果として、地区情報連会に参加する団体数は増加傾向にあり、地区における団体間の連携やコミュニティづくりにも寄与しているものと考えています。 地域の絆連携活性化事業の交流会は、助成団体同士の交流と情報共有の場として実施しています。また、資金調達や団体運営などの共通課題をテーマとした講演や意見交換を通じて知識の習得や活動事例の共有が図られていると考えています。
令和8年度以降の取組み予定	地区情報連絡会の参加団体数は増加傾向にあるものの参加団体や内容の固定化もあることから、一層の新たな交流の促進やコミュニティの醸成に向けて、引き続き、内容や手法等の工夫を図っていきます。 地域の絆連携活性化事業の助成団体を地域の貴重な資源として位置付け、地区情報連絡会等への参加を促進することで、地区で活動する様々な団体との交流を進め、地域活動への参加促進や担い手の発掘につなげていきたいと考えています。

2　多様なコミュニティづくりと区民参加の推進	
（1）　コミュニティづくりと情報の共有	
施策の方向性	地域住民が継続して交流できる機会や場所を確保し、すべての人に「居場所と役割」があるまちづくりをめざし、住民同士の関係性を深めることで、お互いに支え合い、助け合える関係性の構築と地域コミュニティの醸成を図ります。 コミュニティづくりや地域の課題へ対応に必要な、まちの特性や課題、まちづくり等に関する地区・地域情報について、情報共有プラットフォームへの発信や区ホームページのリニューアル等により発信を強化します。
具体的な取組みの計画	**④地区・地域での活動の場の確保** ・四者連携による地区アセスメント等により、地域資源としての民間施設（民間事業者による地域貢献による会議室提供等）を含めた会議室等の把握に努め、地区で活動するまちづくり活動団体等への情報提供等を行います。 ・民間企業等より地域貢献として会議室や地域交流スペース等の区民利用・開放等の提案があった際には、地区住民等へ情報提供するなど利用の促進を支援します。 ・子どもの学習場所の確保のため、区民センター、地区会館等の提供を先行して試行し、併せて他の施設の可能性を検討していきます。 ・公共施設のうち、けやきネットの予約対象となる施設について、子育て団体の利用（子ども食堂等）や介護予防団体の利用（認知症カフェ等）などの公共的な活動を行う団体が使用できるような施設使用の運用を行うとともに、四者連携により円滑な施設使用を支援します。
令和7年度末までの取組み状況	・地域資源としての民間施設の会議室等について把握に努め、可能な場合は情報提供等を行っています。 　　把握している民間会議室等　23か所　（内情報提供している会議室等は12か所） ・学習場所の確保のため、区民センター、地区会館等の空き時間等を活用して提供を行いました。 　◇令和7年度までに提供している施設 　　中学生・高校生対象の自習室　16か所 　　子どもから大人まで自習で利用できる施設　6か所 ・けやきネット予約対象施設について、子育て団体の利用や介護予防団体の利用などの公共的な活動を行う団体が使用できるような施設使用の運用を行っています。
2年間の取組みによる成果等	・地域資源としての民間会議室や地域交流スペースがある地区と無い地区とがありますが、可能な限りの把握と区民への情報提供を行うことにより、地域活動の活性化に寄与しています。 ・中高生の受験生や幅広い世代に身近な地域での自習環境を提供することで、学習場所の選択肢の増加と利便性の向上が図られるとともに、区民利用施設の価値の向上にも繋がっています。 ・けやきネット予約対象施設の子育て団体の利用（子ども食堂等）や介護予防団体の利用（認知症カフェ等）などの利用により、地域福祉の推進やコミュニティづくりに寄与しています。
令和8年度以降の取組み予定	・引き続き、民間会議室等の把握に努め、まちづくりセンター活動フロアー等に空きがないときなどの情報提供を行います。 ・引き続き、身近な地域での自習環境を提供します。 ・子育て団体の利用や介護予防団体の利用できるよう運用を図ります。また、施設の利用にかかる課題を整理し、施設利用ルールを見直すとともに令和10年度システム再構築の準備を進めます。

2　多様なコミュニティづくりと区民参加の推進	
（1）　コミュニティづくりと情報の共有	
施策の方向性	地域住民が継続して交流できる機会や場所を確保し、すべての人に「居場所と役割」があるまちづくりをめざし、住民同士の関係性を深めることで、お互いに支え合い、助け合える関係性の構築と地域コミュニティの醸成を図ります。 コミュニティづくりや地域の課題への対応に必要な、まちの特性や課題、まちづくり等に関する地区・地域情報について、情報共有プラットフォームへの発信や区ホームページのリニューアル等により発信を強化します。
具体的な取組みの計画	**⑤町会・自治会への支援** ・町会・自治会からの各種の区協力団体等への参加や区からの各種の協力依頼（行政情報等の回覧を含む）について、参加や協力依頼のあり方を検討し、負担の軽減に向けて取り組みます。 ・町会・自治会の取組みが多くの方に伝わるように、そして、町会・自治会活動への参加に繋がるように地区情報共有プラットフォームづくり（地区情報共有SNS等の地区内での定着化）を推進し、町会・自治会による情報発信を支援します。 ・区内外における町会・自治会運営の好事例やアイデアの情報収集に努め、情報共有を図ります。
令和7年度末までの取組み状況	・区から依頼の回覧情報や各種の協力依頼について、依頼をしている所管において精査を行い、継続的に縮減や廃止等に取り組んでいます。 ・地区情報共有プラットフォームの定着化により、町会・自治会が開催しているイベントの情報の発信や共有が行われるようになってきています。 事例：　砧地区の「法人格砧町自治会」では、地域コミュニティアプリ「common」により祖師ヶ谷大蔵エリアから自治会の取組みを適宜投稿しています。 ・世田谷区町会総連合会への支援を通じて、地域安全安心推進・地域環境整備・コミュニティ推進事業、町会活性化事業、SNS導入支援、掲示板修繕事業、連合会運営などへ支援を行いました。また、災害時地域支え合い活動支援として災害時の避難行動要支援者への支援を含めた、地域の支え合いに向けた支援を行いました。 ・地域活動団体紹介リーフレット「世田谷へようこそ」の刷新及び転入者等への配布により、町会・自治会への加入促進に向けた広報を行いました。
2年間の取組みによる成果等	町会・自治会の負担の軽減や活性化に向けた支援により、活動の下支えができたと考えています。 加入促進リーフレットの刷新等により転入者等に町会やその加入の方法等を示すことで町会・自治会への加入にも繋がっていると考えています。ただし、負担軽減と活性化に向けては、更なる支援が必要です。 地区情報共有プラットフォームとして、地域コミュニティアプリ「common」を継続的に活用している自治会は、活動を同じまちの多くの方に知ってもらえるようになってきています。
令和8年度以降の取組み予定	令和8年度より、町会・自治会がホームページなどで活動を広報する際の支援として世田谷区町会総連合会が実施する「町会デジタル活用支援補助事業」への支援を行います。 町会・自治会の負担軽減や活性化に向けて、町会・自治会の運営に資する好事例やその実施のための具体的な手法などを整理します。また、その紹介や支援体制の構築に向けて取り組みます。

2　多様なコミュニティづくりと区民参加の推進	
（2） 区民参加による課題の解決	
施策の方向性	区民や団体が自ら意見を述べ、情報を発信・共有するための新たなしくみづくりに向け、幅広い世代や多くの団体が地域の課題に主体的に向き合い、互いに協力して自治を進められるように支援します。
具体的な取組みの計画	**②まちづくり活動団体による課題解決の支援** ・新たにまちづくり活動を行う団体等に、まちづくりに関連する各種の支援制度の紹介や区広報板利用の案内など、活動が軌道に乗るための支援を行います。 ・地区情報連絡会や地域交流会等の団体間の情報共有と連携のきっかけづくりを行い、団体の活動や課題への対応に協力関係や相乗効果が生まれるよう支援します。 ・課題に応じて、関連する団体や関係機関への紹介を行い、ネットワークづくりを支援します。 ・活動を行う場所の町会・自治会への紹介などにより、活動地域内での認知の向上を支援します
令和7年度末までの取組み状況	・各まちづくりセンター等において、新たにまちづくり活動を行う団体等にまちづくりに関連する各種の支援制度の紹介や区広報板利用の案内などを行っています。 ・地域の絆連携活性化事業において、各まちづくりセンターが、補助金交付団体（令和6年度：129団体　令和7年度：130団体）と町会・自治会等との連携に向けた支援を行いました。
2年間の取組みによる成果等	・新たにまちづくり活動を行う団体等への各種の支援制度の紹介や区広報板利用の案内を通じて、初期の活動の下支えができていると考えています。 ・地域の絆連携活性化事業において、活動場所の町会・自治会への団体活動の紹介や広報面での連携などはなされていますが、さらなる連携や町会・自治会以外との連携が難しい場合があります。
令和8年度以降の取組み予定	・引き続き、まちづくりセンターにおいて、新たにまちづくり活動を行う団体等に、まちづくりに関連する各種の支援制度の紹介や区広報板利用の案内など、活動が軌道に乗るための支援を行います。 ・地域の絆連携活性化事業において、活動団体が町会・自治会以外の団体とも協力関係を築けるよう、地区情報連絡会等への参加を促進し、新たな交流やつながりづくりを進めていきます。また、幅広い世代の参加や新たな参加者を意識した活動を促すことで、活動の広がりや地域課題の解決につながる取組みへの発展を支援していきます。

3　地域福祉の推進	
（2） 福祉の相談窓口の充実	
施策の方向性	福祉の相談窓口（まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会地区事務局）において、オンライン相談による対応の拡充を図ります。また、ICT利用手続きやスマートフォンの操作に不安のある方の支援を行います。
具体的な取組みの計画	**①オンライン相談の検討・拡充** ・令和4・5年度に5地区でモデル実施したオンライン相談を、その検証を踏まえて、機器やアプリケーション等の改善や接続先の拡大を検討し、令和6年度中に28地区での展開をめざします。 ・福祉の相談窓口にて、総合支所や本庁と直接相談が必要なときに、オンライン相談ができるよう接続先の拡大を検討し、拡充を図ります。
令和7年度末までの取組み状況	・令和4・5年度の5地区での試行の結果を踏まえて、ツールやシステムの改善を図り、28地区展開を行いました。また、相談先を従前の総合支所（保健福祉センター）のほか、地域生活安全課（特殊詐欺相談）、ぷらっとホーム世田谷（生活困窮に関する相談）、世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」、保健センター（がんに関する相談）地域障害者相談支援センター“ぽーと”に拡大を図りました。（令和6年10月）。 ・令和7年度には、相談先に区営・区立住宅等の入居者募集に関する相談、耐震促進事業普及啓発に関する相談、緑化助成制度に関する相談、雨水浸透施設・雨水タンク設置助成に関する相談の担当課を追加しました。（令和7年4月） ・オンライン相談の利用が進んでいない要因について検証を行い、窓口で対応できることや、電話で済むことも多く、必要性が薄くなっていることなどが主な要因と確認しました。
2年間の取組みによる成果等	オンライン相談ができる環境整備や相談先の拡充を図りましたが、窓口で対応できることや電話で対応できることも多く、オンライン相談の利用は進みませんでした。
令和8年度以降の取組み予定	福祉の相談窓口からのオンライン相談の仕組みは電話などと同じ手段の一つとして用いつつ、令和8年3月策定のせたがやDXロードマップに基づいて、自宅やスマートフォン等から直接様々な相談先にオンライン相談が出来るよう環境を整備していきます。

3　地域福祉の推進	
（2） 福祉の相談窓口の充実	
施策の方向性	福祉の相談窓口（まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会地区事務局）において、オンライン相談による対応の拡充を図ります。また、ICT利用手続きやスマートフォンの操作に不安のある方の支援を行います。
具体的な取組みの計画	**②ICT利用手続き等の支援** ・行政手続きについては、新型コロナワクチン接種予約のように自宅等からのオンライン手続きが今後拡大することが想定されます。そのため、自宅にスマートフォン等の機器を所有しない方や、操作に不安のある方などが、身近なまちづくりセンターにおいて担当所管と連絡をとりながら、オンライン手続きを行うことができるように支援します。 ・行政手続きを含めて、スマートフォンが社会生活において益々必要不可欠になっていくことが想定されるため、操作に不安のある区民を対象にし、スマートフォンの操作に慣れるための機会の提供を、民間事業者やスマートフォン操作に慣れている学生等の協力を得ながら取り組みます。
令和7年度末までの取組み状況	・東京都高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業として、まちづくりセンター活動フロアー等においてスマートフォン講座を実施しました。 令和6年度　各まちづくりセンターにおけるスマートフォン講座（相談会・体験会）への参加者数　延べ1，367名　（相談会・体験会実施回数　計221回） 令和7年度　各まちづくりセンターにおけるスマートフォン講座（相談会・体験会）への参加者数　延べ1，616名　（相談会・体験会実施回数　計213回） 地区のあんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会においても高齢者向けスマートフォン の利用に関する講座、教室等を多数の地区で実施しています。 ・まちづくりセンター「福祉の相談窓口」において、区のデジタル活用施策等（せたがやPay活用や東京都アプリ等）に不安のある方への支援を行っています。
2年間の取組みによる成果等	・東京都高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業として実施し、会場等の確保や区民への案内を区が、講師派遣等事業全体の調整を東京都が行うなど連携しての実施により、区は財政負担の軽減も図りながら、区内全域において講座を実施することができました。 ・行政手続き等のオンライン化が進む中で、多くの区民がスマートフォン利用に慣れる機会を提供することで、スマートフォン活用に向けた支援となりました。 ・区や都に関係する施策についてスマートフォンを用いるものも多くなってきていることから、操作等に不安のある方にまちづくりセンターが必要な支援を行うことで施策を活用できない状況の防止に寄与しています。
令和8年度以降の取組み予定	令和8年度は、引き続き、東京都と連携しながらスマートフォン講座を実施します。地域によっては、講座参加者が少なくなっている地区もあるため、講座開催数については状況に応じた柔軟な対応を図ります。 今後も、スマートフォンアプリを用いた施策展開の進展が見込まれるため、まちづくりセンターにおいて必要に応じ担当所管と連絡をとりながら支援を行っていきます。

3　地域福祉の推進	
（2） 福祉の相談窓口の充実	
施策の方向性	福祉の相談窓口（まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会地区事務局）において、オンライン相談による対応の拡充を図ります。また、ICT利用手続きやスマートフォンの操作に不安のある方の支援を行います。
具体的な取組みの計画	**③区民生活の安全・安心に向けた支援** ・特殊詐欺被害の防止に向けて、自動通話録音機の貸与窓口を福祉の相談窓口に拡大します。併せて機器設置のための支援を行います。 ■自動通話録音機の貸与等 令和6年度　　地区での貸付開始 令和7年度～　　取付支援委託の実施 ・福祉の相談窓口への特殊詐欺等の相談に際して、令和6年度中に本庁の相談窓口へのオンライン相談ができる体制を整備します。
令和7年度末までの取組み状況	・特殊詐欺被害の防止に向けて、自動通話録音機の設置支援を行いました。 令和6年度　まちづくりセンター福祉の相談窓口からの貸出件数948件 令和7年度　まちづくりセンター福祉の相談窓口からの貸与件数393件 令和7年度　自動通話録音機取付支援委託　作業件数24件 令和6年度・7年度　区内自動通話録音機貸与件数2，959件 （内訳：令和6年度1，971件、令和7年度988件） まちづくりセンターでの貸与割合は約45％となっています。 ・福祉の相談窓口から本庁の相談窓口へ特殊詐欺に関するオンライン相談ができる体制を整備しました。
2年間の取組みによる成果等	特殊詐欺は、自宅の固定電話にかかってくるアポ電から始まり、近年、アポ電が携帯電話にかかってくるケースも増加していますが、固定電話にかかってくる件数は依然として多く、自動通話録音機による「この電話の通話内容は防犯のために録音されています。あらかじめご了承ください。」等という音声は、録音されるのを嫌がる犯人が通話を断念し、被害を未然に防止する効果をあげているものと考えています。
令和8年度以降の取組み予定	引き続き、まちづくりセンター福祉の相談窓口での自動通話録音機の貸与を行い、特殊詐欺の被害防止に取り組みます。

4 地域防災力の向上

(1) 地区・地域防災力の強化 (5地域共通)

施策の方向性	想定される首都直下型地震等の災害に対して被害の軽減が図られるよう、各地区で開催する防災塾を通じて、地区の課題を検証し、地域コミュニティによる防災活動の核となる地区防災計画の充実が図れるよう支援します。地域コミュニティのつながりや関係性を深めることで、共助の力による避難行動要支援者への支援の強化につなげるとともに、地域住民による震災時の避難所の運営の支援を強化します。また、風水害の対応強化を図ります。
具体的な取組みの計画	**①防災塾の開催** ・東京都の新たな被害想定に基づく、各地区の防災カルテ(令和5年度作成)をもとに、各地区において防災塾を開催し、地域住民や地区で活動する団体や事業者、防災士の資格を有す方等の参加と協働の取組み(研修・会議・ワークショップ等)により地区防災力の向上を図ります。 ・防災塾等における地区防災計画の検証・更新の取組みを専門家の派遣等により支援します。 ・防災塾等の開催を通じて、地区内における防災に関する知識や日頃からの備えなど、防災意識の啓発を図ります。 **②地区防災計画に基づく取組みの支援** ・地区の防災力が向上するように地区防災計画を修正し、新たな計画に基づく取組みを支援します。 支援の例:日常備蓄の啓発　避難所運営訓練の広報 耐震診断助成制度や家具転倒防止助成制度の啓発 安否確認標識掲出訓練実施の広報　等 **③初期消火体制及び応急救護体制の強化** ・スタンドパイプ等の配備の拡大を図り、防災訓練、避難所運営訓練等における初期消火体験(消火器・スタンドパイプ)の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、初期消火体制を強化します。 ・AED(自動体外式除細動器)の配備を促進し、防災訓練、避難所運営訓練等における応急救護体験の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、応急救護体制を強化します。 **④震災時における在宅避難の支援** ・自宅での居住が継続できる場合の在宅避難の啓発を強化します。 ・ガスや水道などのライフラインが停止した場合に備え、日用品、非常用トイレ、カセットコンロ等の平時からの備えや、フードロスなく、備蓄に取り組めるローリングストックなどの必要な知識・情報の浸透を図ります。 ・避難の必要性の確認や在宅避難生活における情報ツール(SNS、エフエム世田谷等)の整備・浸透を図ります。 ・在宅避難生活を支援するための体制を検討・整備します。 **⑤避難行動要支援者への支援の強化** ・避難行動要支援者の個別避難計画(地震／風水害)の策定に向けた取組みを推進し、縁故者による支援、また近隣住民や福祉事業者等の避難支援者の協力の下で実効性のある避難計画を策定します。 ・水害時の避難支援として、水害が起こりうる状況が予見された際に、避難が必要な方が適切に避難行動をとれるよう、電話連絡による避難の呼びかけ等の体制を整備します。

	⑥避難所運営組織への支援 ・避難所運営委員会における避難所運営マニュアルの作成や検証、防災士の活用、避難所運営訓練等の活動を支援します。 ・避難所運営において課題とされる事項について、課題の解決に向けて取り組みます。 **⑦地区・地域の避難所体制の強化** ・地震発生後72時間に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・水害発生時に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・区内外からの支援物資を地区・地域の避難所等に計画的に輸送するための体制の検討・整備に本庁とともに取り組みます。 ・地区・地域の民間施設（予備避難所等）との連携・協力により、避難所体制の強化を図っていきます。 **⑧集合住宅の防災の推進** ・マンション等を単位とした防災区民組織結成を促すとともに、集合住宅内の自助・共助の意識を醸成するため、都や区の支援制度の案内、また防災訓練へ参加の呼びかけなど、在宅避難の推進に向けて支援していきます。 **⑨拠点隊（まちづくりセンター）の体制強化** ・拠点隊が役割を遂行できるよう、必要な物品・資機材の備えを強化します。
令和7年度末までの取組み状況	・各地区において防災塾を開催し、地区内における防災に関する知識や日頃からの備えなど、防災意識の向上を図るとともに、地区防災計画を修正し、地区内での災害対応力の強化を図りました。 令和6年度　防災塾開催地区数　28地区（開催回数30回） 令和7年度　防災塾開催地区数　28地区（開催回数28回） ・避難行動要支援者の支援の強化は別個票参照 ・避難所運営委員会における避難所運営マニュアルの作成や検証、防災士の活用、避難所運営訓練等の活動を支援しました。 令和6年度　避難所運営訓練　開催数　111回 令和7年度　避難所運営訓練　開催数　111回 ＜令和6年度 各地域共通の取組み＞ 1　自助・共助の支援 1）避難所運営活動にかかる支援（活動物品・訓練物品、チラシなど）96箇所 2）避難所運営訓練時等配布用の携帯トイレ、エマージェンシーシート等の購入 3）公共用地へのスタンドパイプ（SP）の配置及び訓練等による啓発　16か所 2. 在宅避難の推進 1）リーフレットやチラシ等の作成、配布（在宅避難周知・啓発） 2）街路消火器格納箱の表示変更　区内3，624か所 3　避難所の着実な運営のための備え 1）予備避難所用ポータブル蓄電池の配備 2）水害時避難所の物品強化（令和6年度はポータブル蓄電池を配備。数量は各地域の欄に記載） 4　行政拠点の体制強化 1）拠点隊職員の活動支援強化　（エアマット、携帯トイレセット） 2）電源の確保等（各地域の欄に記載） ＜令和7年度 各地域共通の取組み＞ 1　自助・共助の支援 1）避難所運営活動にかかる支援（活動物品・訓練物品、チラシなど）96箇所 2）避難所運営訓練時等のウォーターバッグ、携帯トイレ、エマージェンシーシート等の配布 3）公共用地へのスタンドパイプ（SP）の配置及び訓練等による啓発　新規配置14台 4）防災区民組織、災害対策用井戸の補助 2. 在宅避難の推進 1）マンション防災の強化（防災区民組織新規結成）新規結成10件

	3　避難所の着実な運営のための備え 1)予備避難所開設スタートキット(初動ボックス等)の配備　14セット 2)スポットクーラー配備(ペット冷房対策、水害時避難所、他)26台 4　行政拠点の体制強化 1)拠点隊活動支援強化(LED投光器等) 280台
2年間の取組みによる成果等	区では、令和6年度から7年度にかけて、地区・地域防災力の向上を目的とし、防災塾の開催、避難所運営の活動支援や訓練の実施、スタンドパイプの配備、在宅避難の啓発やマンション防災の推進等の各種防災施策を推進しました。 これらの取り組みにより、自助・共助・公助の連携が強化され、地区・地域における実践的な防災体制の構築が進展しています。
令和8年度以降取組み予定	＜令和8年度 各地域共通の取組み＞ 1　自助・共助の支援 1)避難所運営活動にかかる支援(活動物品・訓練物品、チラシなど) 2)避難所運営訓練時等のウォーターバック、携帯トイレ、エマージェンシーシート等の配布 3)イベント等における出火防止対策推進(感震ブレーカー啓発) 2　在宅避難の推進 1)マンション防災の強化(防災区民組織新規結成) 2)くみん窓口等での在宅避難啓発(啓発用クリアファイル配布) 3)外国人向け在宅避難等啓発(やさしい日本語啓発リーフレット作成) 3　行政拠点の体制強化 1)支所職員防災士取得推進 2)支所・まちづくりセンター職員向け防災研修

4 地域防災力の向上

(1) 地区・地域防災力の強化 (世田谷地域)

施策の方向性	想定される首都直下型地震等の災害に対して被害の軽減が図られるよう、各地区で開催する防災塾を通じて、地区の課題を検証し、地域コミュニティによる防災活動の核となる地区防災計画の充実が図れるよう支援します。地域コミュニティのつながりや関係性を深めることで、共助の力による避難行動要支援者への支援の強化につなげるとともに、地域住民による震災時の避難所の運営の支援を強化します。また、風水害の対応強化を図ります。
具体的な取組みの計画	**①防災塾の開催** ・東京都の新たな被害想定に基づく、各地区の防災カルテ(令和5年度作成)をもとに、各地区において防災塾を開催し、地域住民や地区で活動する団体や事業者、防災士の資格を有す方等の参加と協働の取組み(研修・会議・ワークショップ等)により地区防災力の向上を図ります。 ・防災塾等における地区防災計画の検証・更新の取組みを専門家の派遣等により支援します。 ・防災塾等の開催を通じて、地区内における防災に関する知識や日頃からの備えなど、防災意識の啓発を図ります。 **②地区防災計画に基づく取組みの支援** ・地区の防災力が向上するように地区防災計画を修正し、新たな計画に基づく取組みを支援します。 支援の例:日常備蓄の啓発　避難所運営訓練の広報 耐震診断助成制度や家具転倒防止助成制度の啓発 安否確認標識掲出訓練実施の広報　等 **③初期消火体制及び応急救護体制の強化** ・スタンドパイプ等の配備の拡大を図り、防災訓練、避難所運営訓練等における初期消火体験(消火器・スタンドパイプ)の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、初期消火体制を強化します。 ・AED(自動体外式除細動器)の配備を促進し、防災訓練、避難所運営訓練等における応急救護体験の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、応急救護体制を強化します。 **④震災時における在宅避難の支援** ・自宅での居住が継続できる場合の在宅避難の啓発を強化します。 ・ガスや水道などのライフラインが停止した場合に備え、日用品、非常用トイレ、カセットコンロ等の平時からの備えや、フードロスなく、備蓄に取り組めるローリングストックなどの必要な知識・情報の浸透を図ります。 ・避難の必要性の確認や在宅避難生活における情報ツール(SNS、エフエム世田谷等)の整備・浸透を図ります。 ・在宅避難生活を支援するための体制を検討・整備します。 **⑤避難行動要支援者への支援の強化** ・避難行動要支援者の個別避難計画(地震／風水害)の策定に向けた取組みを推進し、縁故者による支援、また近隣住民や福祉事業者等の避難支援者の協力の下で実効性のある避難計画を策定します。 ・水害時の避難支援として、水害が起こりうる状況が予見された際に、避難が必要な方が適切に避難行動をとれるよう、電話連絡による避難の呼びかけ等の体制を整備します。

	⑥避難所運営組織への支援 ・避難所運営委員会における避難所運営マニュアルの作成や検証、防災士の活用、避難所運営訓練等の活動を支援します。 ・避難所運営において課題とされる事項について、課題の解決に向けて取り組みます。 **⑦地区・地域の避難所体制の強化** ・地震発生後72時間に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・水害発生時に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・区内外からの支援物資を地区・地域の避難所等に計画的に輸送するための体制の検討・整備に本庁とともに取り組みます。 ・地区・地域の民間施設（予備避難所等）との連携・協力により、避難所体制の強化を図っていきます。 **⑧集合住宅の防災の推進** ・マンション等を単位とした防災区民組織結成を促すとともに、集合住宅内の自助・共助の意識を醸成するため、都や区の支援制度の案内、また防災訓練へ参加の呼びかけなど、在宅避難の推進に向けて支援していきます。 **⑨拠点隊（まちづくりセンター）の体制強化** ・拠点隊が役割を遂行できるよう、必要な物品・資機材の備えを強化します。
令和7年度末までの取組み状況	5地域に共通する取組みは、別個票（P18）参照。 〈世田谷地域〉 ◆自助・共助の支援 ・世田谷地域防災フェア開催 ◆在宅避難の推進 ・集合住宅向け啓発チラシ作成・配布 ・くみん窓口等での在宅避難啓発 ◆行政拠点の体制強化 ・パンクレス自転車の配備（2台） ・ポータブル蓄電池配備（8台）
2年間の取組みによる成果等	世田谷地域では、在宅避難に関する啓発活動や防災フェアを通じて、自助・共助の促進を図rりました。また、避難所や拠点隊などの行政拠点の機能強化を推進しました。これらの取組みにより、地域における防災意識の向上を促進するとともに、地区・地域防災力の向上につながったと考えています。
令和8年度以降の取組み予定	〈令和8年度　世田谷地域の取組み予定〉 ◆自助・共助の支援 ・世田谷地域防災フェアの実施 ・地区防災訓練等の強化 ・公共用地等へのスタンドパイプ配備（5箇所） ◆在宅避難の推進 ・地震火災防止啓発 ・在宅避難啓発冊子（増刷） ◆行政拠点の体制強化 ・コット（簡易ベッド）の購入（6台） ・非常食の購入（12セット） ・特定小電力トランシーバー購入（10台） ・拠点庫の増設

4 地域防災力の向上

(1) 地区・地域防災力の強化 (北沢地域)

施策の方向性	想定される首都直下型地震等の災害に対して被害の軽減が図られるよう、各地区で開催する防災塾を通じて、地区の課題を検証し、地域コミュニティによる防災活動の核となる地区防災計画の充実が図れるよう支援します。地域コミュニティのつながりや関係性を深めることで、共助の力による避難行動要支援者への支援の強化につなげるとともに、地域住民による震災時の避難所の運営の支援を強化します。また、風水害の対応強化を図ります。
具体的な取組みの計画	**①防災塾の開催** ・東京都の新たな被害想定に基づく、各地区の防災カルテ(令和5年度作成)をもとに、各地区において防災塾を開催し、地域住民や地区で活動する団体や事業者、防災士の資格を有す方等の参加と協働の取組み(研修・会議・ワークショップ等)により地区防災力の向上を図ります。 ・防災塾等における地区防災計画の検証・更新の取組みを専門家の派遣等により支援します。 ・防災塾等の開催を通じて、地区内における防災に関する知識や日頃からの備えなど、防災意識の啓発を図ります。 **②地区防災計画に基づく取組みの支援** ・地区の防災力が向上するように地区防災計画を修正し、新たな計画に基づく取組みを支援します。 支援の例:日常備蓄の啓発　避難所運営訓練の広報 耐震診断助成制度や家具転倒防止助成制度の啓発 安否確認標識掲出訓練実施の広報　等 **③初期消火体制及び応急救護体制の強化** ・スタンドパイプ等の配備の拡大を図り、防災訓練、避難所運営訓練等における初期消火体験(消火器・スタンドパイプ)の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、初期消火体制を強化します。 ・AED(自動体外式除細動器)の配備を促進し、防災訓練、避難所運営訓練等における応急救護体験の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、応急救護体制を強化します。 **④震災時における在宅避難の支援** ・自宅での居住が継続できる場合の在宅避難の啓発を強化します。 ・ガスや水道などのライフラインが停止した場合に備え、日用品、非常用トイレ、カセットコンロ等の平時からの備えや、フードロスなく、備蓄に取り組めるローリングストックなどの必要な知識・情報の浸透を図ります。 ・避難の必要性の確認や在宅避難生活における情報ツール(SNS、エフエム世田谷等)の整備・浸透を図ります。 ・在宅避難生活を支援するための体制を検討・整備します。 **⑤避難行動要支援者への支援の強化** ・避難行動要支援者の個別避難計画(地震／風水害)の策定に向けた取組みを推進し、縁故者による支援、また近隣住民や福祉事業者等の避難支援者の協力の下で実効性のある避難計画を策定します。 ・水害時の避難支援として、水害が起こりうる状況が予見された際に、避難が必要な方が適切に避難行動をとれるよう、電話連絡による避難の呼びかけ等の体制を整備します。

	⑥避難所運営組織への支援 ・避難所運営委員会における避難所運営マニュアルの作成や検証、防災士の活用、避難所運営訓練等の活動を支援します。 ・避難所運営において課題とされる事項について、課題の解決に向けて取り組みます。 **⑦地区・地域の避難所体制の強化** ・地震発生後72時間に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・水害発生時に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・区内外からの支援物資を地区・地域の避難所等に計画的に輸送するための体制の検討・整備に本庁とともに取り組みます。 ・地区・地域の民間施設（予備避難所等）との連携・協力により、避難所体制の強化を図っていきます。 **⑧集合住宅の防災の推進** ・マンション等を単位とした防災区民組織結成を促すとともに、集合住宅内の自助・共助の意識を醸成するため、都や区の支援制度の案内、また防災訓練へ参加の呼びかけなど、在宅避難の推進に向けて支援していきます。 **⑨拠点隊（まちづくりセンター）の体制強化** ・拠点隊が役割を遂行できるよう、必要な物品・資機材の備えを強化します。
令和7年度末までの取組み状況	5地域に共通する取組みは、別個票（P18）参照。 ＜北沢地域＞ ◆自助・共助の支援 ・地域内企業向け講演会の開催 ・地域内企業向け防災資機材講習会の開催 ・地区防災訓練等の強化 ・公共用地等へのスタンドパイプ配備（8台） ◆在宅避難の推進 ・在宅避難啓発用クリアファイルを作成し、くみん窓口の来庁舎等に配布 ◆行政拠点の体制強化 ・拠点隊にポータブル蓄電池配備（6台） ・長時間停電時の災対北沢地域本部内通信確保の強化 （デジタル簡易無線機導入） ・支所職員の防災士取得推進（7人）
2年間の取組みによる成果等	北沢地域では、地区防災訓練や企業向け講演会の開催等を通じて自助・共助を促進するとともに、区内転入者向けの啓発物を用いて在宅避難の周知を徹底しました。地域の特性に即したこれらの取組みにより、地域における災害対応力の強化を図りました。また、併せて災対北沢地域本部内通信体制を強化し、職員の防災士取得を推進するなど、行政拠点の体制強化を着実に進めました。
令和8年度以降の取組み予定	〈令和8年度　北沢地域の取組み予定〉 ◆自助・共助の支援 ・地域内企業向け講習会等の開催 ・地区防災訓練等の強化 ・公共用地等へのスタンドパイプ配備（2台） ◆在宅避難の推進 ・地域イベント等での在宅避難啓発コーナーの設置 ◆行政拠点の体制強化 ・災対北沢地域本部内通信確保の強化 ・災対北沢地域本部へのパンクレス電動自転車配備（6台）

4　地域防災力の向上	
（1） 地区・地域防災力の強化 （玉川地域）	
施策の方向性	想定される首都直下型地震等の災害に対して被害の軽減が図られるよう、各地区で開催する防災塾を通じて、地区の課題を検証し、地域コミュニティによる防災活動の核となる地区防災計画の充実が図れるよう支援します。地域コミュニティのつながりや関係性を深めることで、共助の力による避難行動要支援者への支援の強化につなげるとともに、地域住民による震災時の避難所の運営の支援を強化します。また、風水害の対応強化を図ります。
具体的な取組みの計画	**①防災塾の開催** ・東京都の新たな被害想定に基づく、各地区の防災カルテ（令和5年度作成）をもとに、各地区において防災塾を開催し、地域住民や地区で活動する団体や事業者、防災士の資格を有する方等の参加と協働の取組み（研修・会議・ワークショップ等）により地区防災力の向上を図ります。 ・防災塾等における地区防災計画の検証・更新の取組みを専門家の派遣等により支援します。 ・防災塾等の開催を通じて、地区内における防災に関する知識や日頃からの備えなど、防災意識の啓発を図ります。 **②地区防災計画に基づく取組みの支援** ・地区の防災力が向上するように地区防災計画を修正し、新たな計画に基づく取組みを支援します。 支援の例：日常備蓄の啓発　避難所運営訓練の広報 耐震診断助成制度や家具転倒防止助成制度の啓発 安否確認標識掲出訓練実施の広報　等 **③初期消火体制及び応急救護体制の強化** ・スタンドパイプ等の配備の拡大を図り、防災訓練、避難所運営訓練等における初期消火体験（消火器・スタンドパイプ）の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、初期消火体制を強化します。 ・AED（自動体外式除細動器）の配備を促進し、防災訓練、避難所運営訓練等における応急救護体験の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、応急救護体制を強化します。 **④震災時における在宅避難の支援** ・自宅での居住が継続できる場合の在宅避難の啓発を強化します。 ・ガスや水道などのライフラインが停止した場合に備え、日用品、非常用トイレ、カセットコンロ等の平時からの備えや、フードロスなく、備蓄に取り組めるローリングストックなどの必要な知識・情報の浸透を図ります。 ・避難の必要性の確認や在宅避難生活における情報ツール（SNS、エフエム世田谷等）の整備・浸透を図ります。 ・在宅避難生活を支援するための体制を検討・整備します。 **⑤避難行動要支援者への支援の強化** ・避難行動要支援者の個別避難計画（地震／風水害）の策定に向けた取組みを推進し、縁故者による支援、また近隣住民や福祉事業者等の避難支援者の協力の下で実効性のある避難計画を策定します。 ・水害時の避難支援として、水害が起こりうる状況が予見された際に、避難が必要な方が適切に避難行動をとれるよう、電話連絡による避難の呼びかけ等の体制を整備します。 **⑥避難所運営組織への支援** ・避難所運営委員会における避難所運営マニュアルの作成や検証、防災士の活用、避難所運営訓練等の活動を支援します。 ・避難所運営において課題とされる事項について、課題の解決に向けて取り組みます。

	⑦地区・地域の避難所体制の強化 ・地震発生後72時間に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・水害発生時に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・区内外からの支援物資を地区・地域の避難所等に計画的に輸送するための体制の検討・整備に本庁とともに取り組みます。 ・地区・地域の民間施設（予備避難所等）との連携・協力により、避難所体制の強化を図っていきます。 **⑧集合住宅の防災の推進** ・マンション等を単位とした防災区民組織結成を促すとともに、集合住宅内の自助・共助の意識を醸成するため、都や区の支援制度の案内、また防災訓練へ参加の呼びかけなど、在宅避難の推進に向けて支援していきます。 **⑨拠点隊（まちづくりセンター）の体制強化** ・拠点隊が役割を遂行できるよう、必要な物品・資機材の備えを強化します。
令和7年度末までの取組み状況	5地域に共通する取組みは、別個票（P18）参照。 ＜玉川地域＞ ≪震災≫ ◆自助・共助の支援 ・木造密集地域等街路消火器設置強化（10か所新設） ・消防団の加入促進（ノベルティ配付等） ◆在宅避難の推進 ・サザエさんのイラストを使用したわかりやすく親しみやすい防災冊子「みんなで地震に備えよう！サザエさん一家と考える玉川地域の地震対策」の外国版の発行 ・展示用物品の購入、訓練等で展示 ◆行政拠点の体制強化 ・パンクレス電動自転車の配備（18台） ・拠点隊にポータブル蓄電池（7台）、折りたたみヘルメット（70個）の配備 ・防災拠点施設への物品配備（車載式拡声器2台、納体袋20セット） ≪水害≫ ◆自助・共助の支援 ・水害時避難行動マップの作成・配布 ◆避難所の着実な運営のための備え ・水害時避難所のポータブル蓄電池配備（5台） ・避難行動要支援者用エアマットの購入（100枚）
2年間の取組みによる成果等	木造密集地域等への街路消火器の設置、在宅避難に関する啓発の強化、避難所や拠点隊職員の活動支援など運営強化を進め、地域における災害対応の充実を図りました。これらの取組は、地域における災害への備えや対応力の向上に寄与することから、地区・地域防災力の強化に一定の効果が得られたものと考えています。
令和8年度以降の取組み予定	＜令和8年度 玉川地域の取組み予定＞ ≪震災≫ ◆自助・共助の支援 ・消防団の加入促進（ノベルティ配布等） ◆在宅避難の推進 ・支所横断幕での在宅避難啓発 ≪水害≫ ◆自助・共助の支援 ・水害時避難行動マップの作成、配布 （二子玉川地区、玉堤、上野毛・野毛地区） ・展示用物品の購入（止水板、止水シート、吸水式簡易土のう） ・水害防災街歩き・ワークショップ、セミナーの実施 ◆避難所の着実な運営のための備え ・スポットクーラー配備（水害時避難所用6台）

4　地域防災力の向上	
（1） 地区・地域防災力の強化 （砧地域）	
施策の方向性	想定される首都直下型地震等の災害に対して被害の軽減が図られるよう、各地区で開催する防災塾を通じて、地区の課題を検証し、地域コミュニティによる防災活動の核となる地区防災計画の充実が図れるよう支援します。地域コミュニティのつながりや関係性を深めることで、共助の力による避難行動要支援者への支援の強化につなげるとともに、地域住民による震災時の避難所の運営の支援を強化します。また、風水害の対応強化を図ります。
具体的な取組みの計画	**①防災塾の開催** ・東京都の新たな被害想定に基づく、各地区の防災カルテ（令和5年度作成）をもとに、各地区において防災塾を開催し、地域住民や地区で活動する団体や事業者、防災士の資格を有する方等の参加と協働の取組み（研修・会議・ワークショップ等）により地区防災力の向上を図ります。 ・防災塾等における地区防災計画の検証・更新の取組みを専門家の派遣等により支援します。 ・防災塾等の開催を通じて、地区内における防災に関する知識や日頃からの備えなど、防災意識の啓発を図ります。 **②地区防災計画に基づく取組みの支援** ・地区の防災力が向上するように地区防災計画を修正し、新たな計画に基づく取組みを支援します。 支援の例：日常備蓄の啓発　避難所運営訓練の広報 耐震診断助成制度や家具転倒防止助成制度の啓発 安否確認標識掲出訓練実施の広報　等 **③初期消火体制及び応急救護体制の強化** ・スタンドパイプ等の配備の拡大を図り、防災訓練、避難所運営訓練等における初期消火体験（消火器・スタンドパイプ）の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、初期消火体制を強化します。 ・AED（自動体外式除細動器）の配備を促進し、防災訓練、避難所運営訓練等における応急救護体験の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、応急救護体制を強化します。 **④震災時における在宅避難の支援** ・自宅での居住が継続できる場合の在宅避難の啓発を強化します。 ・ガスや水道などのライフラインが停止した場合に備え、日用品、非常用トイレ、カセットコンロ等の平時からの備えや、フードロスなく、備蓄に取り組めるローリングストックなどの必要な知識・情報の浸透を図ります。 ・避難の必要性の確認や在宅避難生活における情報ツール（SNS、エフエム世田谷等）の整備・浸透を図ります。 ・在宅避難生活を支援するための体制を検討・整備します。 **⑤避難行動要支援者への支援の強化** ・避難行動要支援者の個別避難計画（地震／風水害）の策定に向けた取組みを推進し、縁故者による支援、また近隣住民や福祉事業者等の避難支援者の協力の下で実効性のある避難計画を策定します。 ・水害時の避難支援として、水害が起こりうる状況が予見された際に、避難が必要な方が適切に避難行動をとれるよう、電話連絡による避難の呼びかけ等の体制を整備します。 **⑥避難所運営組織への支援** ・避難所運営委員会における避難所運営マニュアルの作成や検証、防災士の活用、避難所運営訓練等の活動を支援します。 ・避難所運営において課題とされる事項について、課題の解決に向けて取り組みます。

	⑦地区・地域の避難所体制の強化 ・地震発生後72時間に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・水害発生時に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・区内外からの支援物資を地区・地域の避難所等に計画的に輸送するための体制の検討・整備に本庁とともに取り組みます。 ・地区・地域の民間施設（予備避難所等）との連携・協力により、避難所体制の強化を図っていきます。 **⑧集合住宅の防災の推進** ・マンション等を単位とした防災区民組織結成を促すとともに、集合住宅内の自助・共助の意識を醸成するため、都や区の支援制度の案内、また防災訓練へ参加の呼びかけなど、在宅避難の推進に向けて支援していきます。 **⑨拠点隊（まちづくりセンター）の体制強化** ・拠点隊が役割を遂行できるよう、必要な物品・資機材の備えを強化します。
令和7年度末までの取組み状況	5地域に共通する取組みは、別個票（P18）参照。 ＜砧地域＞ 【令和6年度】 ≪震災≫ ◆在宅避難の推進 ・災害や在宅避難への事前の備え、防災の重要性や意識啓発と向上を図る、砧地域版防災塾イベント等の実施 ・「砧地域震災時在宅避難ガイドブック」を作成し全戸配布 ◆行政拠点の体制強化 ・災害時の電源としての活用を想定し、まちづくりセンターのガソリン車をEV車に入れ替え（2~~3~~台） ≪風水害≫ ◆自助・共助の支援 ・砧地域水害時避難行動マップの作成・配布 ◆避難所の着実な運営のための備え ・水害時避難所（中小河川・土砂災害）用ポータブル蓄電池の配備（8台） 【令和7年度】 ≪震災≫ ◆在宅避難の推進 ・砧総合支所に防災用品（区のあっせん用品）を展示。災害への備えについての啓発を図る ◆行政拠点の体制強化 ・災害時の電源としての活用のため、まちづくりセンターの電気自動車用外部給電機を購入（3台） ・災害時の移動手段確保のため、パンクレス電動自転車を配備（砧総合支所3台、まちづくりセンター（成城除く）各1台） ・支所職員の防災士取得推進（3名）、組織としての防災力強化を図る。 ・拠点隊職員用としてエアマットを購入（まちづくりセンター各12個） ◆自助・共助の支援 ・街路消火器の設置を推進強化（5台） ・消防団の加入促進のため、団員募集のポスターを区広報版に掲示、団員募集のオリジナルウェットティッシュを配布
2年間の取組みによる成果等	砧地域では、在宅避難の推進においては地域版防災イベントの実施や避難所運営訓練等における啓発を行い、在宅避難の認知度向上につながりました。 震災時の火災危険度が高い地区を中心にスタンドパイプや街路消火器の設置を進めるとともに、資機材操作訓練の実施により住民の初期消火体制の強化を図りました。 水害リスクがある地域特性を踏まえ、水害時避難行動マップの作成・配布により水害への関心喚起を図りました。

令和8年度以降の取組み予定	≪震災≫ ◆自助共助の支援 ・安否確認標識事例紹介動画の作成 ・防災常設展示の拡充 ・公共用地等へのスタンドパイプの配備及び訓練等による啓発・街路消火器設置強化 ※砧地域防災イベントの実施（地域経営事務調整予算にて） ◆在宅避難の推進 ・在宅避難啓発ポスターの掲出 ・在宅避難ガイドブック概要版の作成 ≪水害≫ ◆自助・共助の支援 ・水害防災ワークショップ、セミナーの実施 ・水害時避難行動マップの作成・配布を継続

4　地域防災力の向上	
（1） 地区・地域防災力の強化 （烏山地域）	
施策の方向性	想定される首都直下型地震等の災害に対して被害の軽減が図られるよう、各地区で開催する防災塾を通じて、地区の課題を検証し、地域コミュニティによる防災活動の核となる地区防災計画の充実が図れるよう支援します。地域コミュニティのつながりや関係性を深めることで、共助の力による避難行動要支援者への支援の強化につなげるとともに、地域住民による震災時の避難所の運営の支援を強化します。また、風水害の対応強化を図ります。
具体的な取組みの計画	**①防災塾の開催** ・東京都の新たな被害想定に基づく、各地区の防災カルテ（令和5年度作成）をもとに、各地区において防災塾を開催し、地域住民や地区で活動する団体や事業者、防災士の資格を有す方等の参加と協働の取組み（研修・会議・ワークショップ等）により地区防災力の向上を図ります。 ・防災塾等における地区防災計画の検証・更新の取組みを専門家の派遣等により支援します。 ・防災塾等の開催を通じて、地区内における防災に関する知識や日頃からの備えなど、防災意識の啓発を図ります。 **②地区防災計画に基づく取組みの支援** ・地区の防災力が向上するように地区防災計画を修正し、新たな計画に基づく取組みを支援します。 支援の例：日常備蓄の啓発　避難所運営訓練の広報 耐震診断助成制度や家具転倒防止助成制度の啓発 安否確認標識掲出訓練実施の広報　等 **③初期消火体制及び応急救護体制の強化** ・スタンドパイプ等の配備の拡大を図り、防災訓練、避難所運営訓練等における初期消火体験（消火器・スタンドパイプ）の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、初期消火体制を強化します。 ・AED（自動体外式除細動器）の配備を促進し、防災訓練、避難所運営訓練等における応急救護体験の機会を通じて、より多くの方への機材の使用方法の浸透を図ることで、応急救護体制を強化します。 **④震災時における在宅避難の支援** ・自宅での居住が継続できる場合の在宅避難の啓発を強化します。 ・ガスや水道などのライフラインが停止した場合に備え、日用品、非常用トイレ、カセットコンロ等の平時からの備えや、フードロスなく、備蓄に取り組めるローリングストックなどの必要な知識・情報の浸透を図ります。 ・避難の必要性の確認や在宅避難生活における情報ツール（SNS、エフエム世田谷等）の整備・浸透を図ります。 ・在宅避難生活を支援するための体制を検討・整備します。 **⑤避難行動要支援者への支援の強化** ・避難行動要支援者の個別避難計画（地震／風水害）の策定に向けた取組みを推進し、縁故者による支援、また近隣住民や福祉事業者等の避難支援者の協力の下で実効性のある避難計画を策定します。 ・水害時の避難支援として、水害が起こりうる状況が予見された際に、避難が必要な方が適切に避難行動をとれるよう、電話連絡による避難の呼びかけ等の体制を整備します。 **⑥避難所運営組織への支援** ・避難所運営委員会における避難所運営マニュアルの作成や検証、防災士の活用、避難所運営訓練等の活動を支援します。 ・避難所運営において課題とされる事項について、課題の解決に向けて取り組みます。

	⑦地区・地域の避難所体制の強化 ・地震発生後72時間に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・水害発生時に避難所で必要となる物品・資機材の備えを強化します。 ・区内外からの支援物資を地区・地域の避難所等に計画的に輸送するための体制の検討・整備に本庁とともに取り組みます。 ・地区・地域の民間施設（予備避難所等）との連携・協力により、避難所体制の強化を図っていきます。 **⑧集合住宅の防災の推進** ・マンション等を単位とした防災区民組織結成を促すとともに、集合住宅内の自助・共助の意識を醸成するため、都や区の支援制度の案内、また防災訓練へ参加の呼びかけなど、在宅避難の推進に向けて支援していきます。 **⑨拠点隊（まちづくりセンター）の体制強化** ・拠点隊が役割を遂行できるよう、必要な物品・資機材の備えを強化します。
令和7年度末までの取組み状況	5地域に共通する取組みは、別個票（P18）参照。 ＜烏山地域＞ ◆在宅避難の推進 ・烏山地区防災塾と連携した防災啓発イベント等の実施 ・総合支所内若手職員PT（烏山元気プロジェクト）による在宅避難の啓発 ◆行政拠点の体制強化 ・総合支所の非常用発電設備増強に伴う調査 ・蓄電量の多いEV車へのリース変更（総合支所配備） 1台 ・総合支所・拠点隊へポータブル蓄電池の配備 6台 （まちづくりセンター3台、区民センター3台） ◆自助・共助の支援 ・烏山地域の防災活動に関するまちづくり支援業務委託（上祖師谷地区、烏山地区） ・公共用地へのスタントパイプ配備（3台） ◆避難所の着実な運営のための備え ・予備避難所への物品配備（蓄電池）（2台）
2年間の取組みによる成果等	烏山地域では防災啓発イベント等をはじめとする在宅避難に関する啓発の強化や、避難所や拠点隊への電力強化を進め、地域における災害意識の向上や災害対応の向上を図りました。
令和8年度以降の取組み予定	◆自助・共助の支援 ・烏山地域の防災活動に関するまちづくり支援業務委託（上北沢地区） ・公共用地等へのスタンドパイプ配備 ◆在宅避難の推進 ・烏山地域防災イベントの実施 ◆避難所の着実な運営のための備え ・予備避難所への物品配備（蓄電池）（1台）

4　地域防災力の向上	
（1） 地区・地域防災力の強化 （避難行動要支援者への支援の強化）	
施策の方向性	想定される首都直下型地震等の災害に対して被害の軽減が図られるよう、各地区で開催する防災塾を通じて、地区の課題を検証し、地域コミュニティによる防災活動の核となる地区防災計画の充実が図れるよう支援します。地域コミュニティのつながりや関係性を深めることで、共助の力による避難行動要支援者への支援の強化につなげるとともに、地域住民による震災時の避難所の運営の支援を強化します。また、風水害の対応強化を図ります。
具体的な取組みの計画	**⑤避難行動要支援者への支援の強化** ・避難行動要支援者の個別避難計画（地震／風水害）の策定に向けた取組みを推進し、縁故者による支援、また近隣住民や福祉事業者等の避難支援者の協力の下で実効性のある避難計画を策定します。 ・水害時の避難支援として、水害が起こりうる状況が予見された際に、避難が必要な方が適切に避難行動をとれるよう、電話連絡による避難の呼びかけ等の体制を整備します。
令和7年度末までの取組み状況	・避難行動要支援者の個別避難計画について、震災時における在宅避難のあり方との整合を図り、個別避難計画をより実効性のあるものとするために、調査項目及び計画書に記載する項目の見直しを行いました。また、転入等による新規対象者及び計画未作成者に対し、郵送による調査および居宅介護支援事業者等やその他事業者による訪問調査委託を実施しました。 ・区内特別養護老人ホーム及び障害者施設の空床を活用した避難行動要支援者の受け入れについて、風水害が見込まれる際には空床数を把握し、優先度の高い方から直接避難ができるよう、手順書を作成し、関係所管課と共有する等、体制を整えました。
2年間の取組みによる成果等	・避難行動要支援者の個別避難計画について、転入等による新規対象者及び計画未作成者に対し、郵送および訪問等の調査委託を行った結果、令和8年3月時点で4,975名の計画作成につながりました。 ・風水害時の区内特別養護老人ホーム及び障害者施設の空床を活用した避難行動要支援者の受け入れについて、迅速に施設との受入れ調整ができる体制を整備することができました。
令和8年度以降取組み予定	・避難行動要支援者の個別避難計画の作成や周知に向けた取組みを進めるほか、計画の未作成者に対しては、居宅介護支援事業所等の福祉の専門職やその他事業者による訪問調査委託を引き続き実施することにより、個別避難計画の策定・推奨に取り組みます。 ・震災時の避難行動要支援者の安否確認について、発災時の具体的手順を整理する等、体制整備について検討を進めます。

5 安全で魅力的な街づくり	
（1） 安全・安心の街づくり （世田谷地域）	
施策の方向性	世田谷区都市整備方針（地域整備方針）や防災街づくり基本方針等に基づき、道路や公園等の都市基盤の整備・更新、建築物の耐震化・不燃化の促進などに取り組み、地区・地域における特性に応じた安全・安心で魅力ある街づくりを推進します。
具体的な取組みの計画	**①地区計画・地区街づくり計画の活用** ・地域で目指すまちの姿を実現するため、地区住民の意見を十分に反映しながら建　築物の用途や形態、道路、公園等を適正に配置する地区計画等を策定し、安全・安心の街づくりを進めます。 ・区民参加で街の将来像を幅広く考える世田谷区独自の制度である「地区街づくり計画」により地区の特性に応じたきめの細かい街づくりを進めます。 ※地区計画・地区街づくり計画の各区域は、地域行政制度におけるまちづくりセンターの管轄としての地区とは異なり、地区計画・地区街づくり計画ごとに定められています。 **②地先道路整備計画に基づく道路事業の推進** ・日常生活の中で利用する最も基本となる地先道路の整備を推進し、消防活動困難区域の解消・改善を図ります。 ・国や東京都が行う都市基盤整備事業などを契機とし、周辺街づくりを検討する中で、地先道路を適正に配置し、整備を推進します。 ・せたがや道づくりプランに基づき、道路ネットワークの構築に向け、地域の特性に応じた整備手法により、住民の理解と協力を得ながら地先道路の整備を推進します。 ・開発行為、土地区画整理事業、大規模建築事業など、区以外の事業主体による整備事業の機会を捉えて地先道路の整備誘導を図ります。 **③街づくり事業での区画道路や広場整備等による木造住宅密集地域の解消** ・地先道路、広場の整備などにより、行き止まり路等の解消に努めます。 ・主要生活道路や公園、緑道などの整備を進めるとともに、地区計画による壁面後退等により、延焼遅延機能の確保を図ります。 ・防災街づくりの各種事業や不燃化特区制度などを活用して、密集市街地の解消に取り組みます。 ・地区計画制度等の活用等により、新たな密集市街地を作り出さない街づくりに取り組みます。 **④建築物の耐震化・不燃化のルールづくりや支援** ・耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不足する建築物の耐震化を進めるため、国や都の補助事業を活用し、耐震診断、耐震改修工事等に対して支援、助成を行うとともに、その建物の所有者等に対して啓発活動を進めます。 ・東京都の防災都市づくり推進計画における整備地域をはじめとした木造住宅密集地域等において、防災性の向上と生活環境の改善を目的として、地区計画等により方針を定め、国及び都の補助制度を活用して道路・公園の整備、建築物の不燃化を進め災害に強い街づくりを推進します。 ＜地域の主な取組み＞ 【世田谷地域】 ・太子堂五丁目若林二丁目地区においては、地区街づくり計画に基づき、狭あい道路の拡幅整備及び建築物の不燃化等を進めるとともに、不燃化特区制度の老朽建築物の建替え費用助成等により建替えの支援行い、防災性が高く良好な住環境保全の街づくりを進めます。 ・世田谷区役所周辺地区においては、防災性の向上など地域街づくりを行うための基盤整備として、公園及び通り抜け機能を併せ持ったくぬぎ公園及び地先道路の整備を推進し、より災害に強い市街地の形成を図ります。

令和7年度末までの取組み状況	【世田谷地域】 ・三軒茶屋一丁目において、令和4年度より継続して、街づくり懇談会の開催、関係権利者を対象としたアンケート調査の実施などを行い、地区計画等の策定に向けて継続した検討・取組みを進めています。 ・駒沢一丁目1番地区において、令和6年度から歴史的建造物である旧林愛作邸（周辺の池等の庭園を含む）の現位置での保存や活用を実現するために、意見交換会等を開催し、地区計画等の策定に向けて検討・取組みを進めています。 ・太子堂五丁目若林二丁目地区を含む木造住宅密集市街地においては、基盤整備に向けた77.09㎡の道路用地取得を行い、不燃化特区地区においては、建替え促進24件、老朽建築物除却38件を助成し、不燃化の促進に努めました。 ・世田谷区役所周辺地区においては、くぬぎ公園の整備に着手しました。
2年間の取組みによる成果等	・三軒茶屋一丁目においては、街づくり懇談会等の実施を通して、地区内の商業エリアや住宅エリア、栄通りなどの各通りごとに、エリアや通りの特性に応じた街並みや市街地環境などの街の展望をまとめ、地区の「将来ビジョン」として整理しました。 ・駒沢一丁目1番地区においては、令和6年度に「駒沢一丁目1番地区に現存する旧林愛作邸の保存及び活用に向けた土地利用の基本的な考え方」を決定し、令和7年度は意見交換会を開催し、地区計画等の策定に向けたルールの検討を進めました。 ・木造住宅密集市街地においては、基盤整備に向けた103.18㎡の道路用地取得を行い、不燃化特区地区においては、建替え促進48件、老朽建築物除却102件を助成し、地区の不燃化を進めました
令和8年度以降の取組み予定	・三軒茶屋一丁目では、引き続き街づくり懇談会を開催するなど、地域の意向を丁寧に把握・確認しながら、地区計画等の策定に向けて継続した検討・取組みを進めてまいります。 ・駒沢一丁目1番地区においては、引き続き意見交換会等を開催し、周辺住民の意見を伺いながら所有者及び関係機関等と協議を重ね、地区計画等の策定に向けて継続した検討・取組みを進めてまいります。 ・木造住宅密集市街地においては、基盤整備に向けた用地取得を行い、不燃化特区地区においては、助成制度を活用し不燃化の促進を図ります。 ・区役所周辺地区は、不燃化特区制度が目標値に達したため令和8年度で助成を終了します。また、くぬぎ公園は令和8年度の整備完了後、令和9年度以降に道路整備を行います。

5 安全で魅力的な街づくり	
（1） 安全・安心の街づくり （北沢地域）	
施策の方向性	世田谷区都市整備方針（地域整備方針）や防災街づくり基本方針等に基づき、道路や公園等の都市基盤の整備・更新、建築物の耐震化・不燃化の促進などに取り組み、地区・地域における特性に応じた安全・安心で魅力ある街づくりを推進します。
具体的な取組みの計画	**①地区計画・地区街づくり計画の活用** ・地域で目指すまちの姿を実現するため、地区住民の意見を十分に反映しながら建　築物の用途や形態、道路、公園等を適正に配置する地区計画等を策定し、安全・安心の街づくりを進めます。 ・区民参加で街の将来像を幅広く考える世田谷区独自の制度である「地区街づくり計画」により地区の特性に応じたきめの細かい街づくりを進めます。 ※地区計画・地区街づくり計画の各区域は、地域行政制度におけるまちづくりセンターの管轄としての地区とは異なり、地区計画・地区街づくり計画ごとに定められています。 **②地先道路整備計画に基づく道路事業の推進** ・日常生活の中で利用する最も基本となる地先道路の整備を推進し、消防活動困難区域の解消・改善を図ります。 ・国や東京都が行う都市基盤整備事業などを契機とし、周辺街づくりを検討する中で、地先道路を適正に配置し、整備を推進します。 ・せたがや道づくりプランに基づき、道路ネットワークの構築に向け、地域の特性に応じた整備手法により、住民の理解と協力を得ながら地先道路の整備を推進します。 ・開発行為、土地区画整理事業、大規模建築事業など、区以外の事業主体による整備事業の機会を捉えて地先道路の整備誘導を図ります。 **③街づくり事業での区画道路や広場整備等による木造住宅密集地域の解消** ・地先道路、広場の整備などにより、行き止まり路等の解消に努めます。 ・主要生活道路や公園、緑道などの整備を進めるとともに、地区計画による壁面後退等により、延焼遅延機能の確保を図ります。 ・防災街づくりの各種事業や不燃化特区制度などを活用して、密集市街地の解消に取り組みます。 ・地区計画制度等の活用等により、新たな密集市街地を作り出さない街づくりに取り組みます。 **④建築物の耐震化・不燃化のルールづくりや支援** ・耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不足する建築物の耐震化を進めるため、国や都の補助事業を活用し、耐震診断、耐震改修工事等に対して支援、助成を行うとともに、その建物の所有者等に対して啓発活動を進めます。 ・東京都の防災都市づくり推進計画における整備地域をはじめとした木造住宅密集地域等において、防災性の向上と生活環境の改善を目的として、地区計画等により方針を定め、国及び都の補助制度を活用して道路・公園の整備、建築物の不燃化を進め災害に強い街づくりを推進します。 ＜地域の主な取組み＞ 【北沢地域】 ・下高井戸駅周辺地区においては、京王線連続立体交差事業にあわせ、駅周辺の商業環境の育成と地区の防災性向上のため、地区計画等の策定や駅前広場の整備に取り組みます。 ・代田地区においては、地元協議会からの提案を踏まえ、環境保全や課題改善を図るため、地区街づくり計画の策定に取り組みます。 ・歩行者主体の街づくりに取り組む下北沢駅周辺地区においては、東京都駐車場条例における駐車場地域ルールの導入を目指します。
令和7年度末までの取組み状況	【北沢地域】 ・下高井戸駅周辺地区地区街づくり懇談会等を通じて地区計画案を作成し、素案説明会及び原案説明会を開催しました。 ・下高井戸駅周辺地区活動報告会を開催しました。 ・代田まちのみらい会議、オープンハウス等を通じて地区街づくり計画素案を作成し、素案説明会を開催しました。 ・下北沢駅周辺駐車場地域ルール策定協議会を通じてルール案を作成し、公表しました。

2年間の取組みによる成果等	・下高井戸駅周辺地域では、懇談会や説明会、活動報告会の実施を通じて住民の理解と合意形成が進み、地区計画の策定段階まで進展しました。また、地域における街づくりへの関心と参加意識が高まり、安全・安心なまちづくりの推進につながりました。 ・代田地区ではまちのみらい会議、オープンハウス等を通じて、地区の課題や街づくりの方向性を確認し、地区街づくり計画素案をまとめることができました。良好な住環境の維持、促進を図るためには計画策定後の取組み、普及啓発が大切であることを確認しました。 ・下北沢駅周辺地区では、駐車場地域ルール策定協議会を通じて地元町会、商店会と地区の駐車交通課題を確認した上で地区の駐車交通環境への対応を共有し、地域ルールの活用による課題改善について理解を得ることができました。
令和8年度以降の取組み予定	・下高井戸駅周辺地区：地区計画の策定、下高井戸駅周辺地区活動報告会の実施。 ・代田地区：地区街づくり計画の策定、実現誘導（こどもワークショップなど） ・下北沢駅周辺地区：地域ルールの策定

5 安全で魅力的な街づくり	
（1） 安全・安心の街づくり （玉川地域）	
施策の方向性	世田谷区都市整備方針（地域整備方針）や防災街づくり基本方針等に基づき、道路や公園等の都市基盤の整備・更新、建築物の耐震化・不燃化の促進などに取り組み、地区・地域における特性に応じた安全・安心で魅力ある街づくりを推進します。
具体的な取組みの計画	**①地区計画・地区街づくり計画の活用** ・地域で目指すまちの姿を実現するため、地区住民の意見を十分に反映しながら建　築物の用途や形態、道路、公園等を適正に配置する地区計画等を策定し、安全・安心の街づくりを進めます。 ・区民参加で街の将来像を幅広く考える世田谷区独自の制度である「地区街づくり計画」により地区の特性に応じたきめの細かい街づくりを進めます。 ※地区計画・地区街づくり計画の各区域は、地域行政制度におけるまちづくりセンターの管轄としての地区とは異なり、地区計画・地区街づくり計画ごとに定められています。 **②地先道路整備計画に基づく道路事業の推進** ・日常生活の中で利用する最も基本となる地先道路の整備を推進し、消防活動困難区域の解消・改善を図ります。 ・国や東京都が行う都市基盤整備事業などを契機とし、周辺街づくりを検討する中で、地先道路を適正に配置し、整備を推進します。 ・せたがや道づくりプランに基づき、道路ネットワークの構築に向け、地域の特性に応じた整備手法により、住民の理解と協力を得ながら地先道路の整備を推進します。 ・開発行為、土地区画整理事業、大規模建築事業など、区以外の事業主体による整備事業の機会を捉えて地先道路の整備誘導を図ります。 **③街づくり事業での区画道路や広場整備等による木造住宅密集地域の解消** ・地先道路、広場の整備などにより、行き止まり路等の解消に努めます。 ・主要生活道路や公園、緑道などの整備を進めるとともに、地区計画による壁面後退等により、延焼遅延機能の確保を図ります。 ・防災街づくりの各種事業や不燃化特区制度などを活用して、密集市街地の解消に取り組みます。 ・地区計画制度等の活用等により、新たな密集市街地を作り出さない街づくりに取り組みます。 **④建築物の耐震化・不燃化のルールづくりや支援** ・耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不足する建築物の耐震化を進めるため、国や都の補助事業を活用し、耐震診断、耐震改修工事等に対して支援、助成を行うとともに、その建物の所有者等に対して啓発活動を進めます。 ・東京都の防災都市づくり推進計画における整備地域をはじめとした木造住宅密集地域等において、防災性の向上と生活環境の改善を目的として、地区計画等により方針を定め、国及び都の補助制度を活用して道路・公園の整備、建築物の不燃化を進め災害に強い街づくりを推進します。 ＜地域の主な取組み＞ 【玉川地域】 ・上用賀四丁目地区おいて、上用賀公園拡張事業基本計画に基づき、スポーツ及び防災拠点機能を備えた公園地区を形成するため、既存の地区計画の一部変更しました。また、大規模敷地の土地利用転換を注視し、地区計画の策定・変更に、地区住民等と共に取り組みます。 ・玉川三丁目地区において、住宅市街地総合整備事業により、主要区画道路の整備を進め、地区の防災性の向上を図ります。

令和7年度末までの取組み状況	【玉川地域】 ・上用賀四丁目地区地区計画の変更手続きは、以下のとおりです。 ・地区計画変更のたたき台の説明会 ・素案の説明会 ・都市計画審議会に報告（16条予告） ・原案説明会及び原案の公告・縦覧 ・都市計画審議会に報告（16条報告、17条予告） ・案の公告・縦覧 ・都市計画審議会に諮問・答申 以上の手続きを経て令和7年7月18日付告示481号により変更しました。 ・玉川三丁目地区の主要区画道路の用地取得に向けて、地権者との交渉を実施しました。
2年間の取組みによる成果等	・上用賀4丁目地区地区計画の変更手続きは、たたき台の説明から案の都市計画審議会への諮問・答申を経て変更の告示により完了しました。その間、公園づくりニュースを発行し、公園整備、体育館整備、地区計画変更手続きの進捗状況を周知しました。 ・玉川三丁目地区の主要区画道路について、3筆の用地取得を行いました。
令和8年度以降の取組み予定	・玉川三丁目地区の主要区画道路について、残りの用地取得に向けて、引続き地権者との交渉を進めます。 ・令和7年度に見直しを行った『世田谷区都市整備方針「第二部地域整備方針（後期）」』に基づき、区民・事業者・区が協働して街づくりを推進します。

5 安全で魅力的な街づくり	
（1） 安全・安心の街づくり （砧地域）	
施策の方向性	世田谷区都市整備方針（地域整備方針）や防災街づくり基本方針等に基づき、道路や公園等の都市基盤の整備・更新、建築物の耐震化・不燃化の促進などに取り組み、地区・地域における特性に応じた安全・安心で魅力ある街づくりを推進します。
具体的な取組みの計画	**①地区計画・地区街づくり計画の活用** ・地域で目指すまちの姿を実現するため、地区住民の意見を十分に反映しながら建築物の用途や形態、道路、公園等を適正に配置する地区計画等を策定し、安全・安心の街づくりを進めます。 ・区民参加で街の将来像を幅広く考える世田谷区独自の制度である「地区街づくり計画」により地区の特性に応じたきめの細かい街づくりを進めます。 ※地区計画・地区街づくり計画の各区域は、地域行政制度におけるまちづくりセンターの管轄としての地区とは異なり、地区計画・地区街づくり計画ごとに定められています。 **②地先道路整備計画に基づく道路事業の推進** ・日常生活の中で利用する最も基本となる地先道路の整備を推進し、消防活動困難区域の解消・改善を図ります。 ・国や東京都が行う都市基盤整備事業などを契機とし、周辺街づくりを検討する中で、地先道路を適正に配置し、整備を推進します。 ・せたがや道づくりプランに基づき、道路ネットワークの構築に向け、地域の特性に応じた整備手法により、住民の理解と協力を得ながら地先道路の整備を推進します。 ・開発行為、土地区画整理事業、大規模建築事業など、区以外の事業主体による整備事業の機会を捉えて地先道路の整備誘導を図ります。 **③街づくり事業での区画道路や広場整備等による木造住宅密集地域の解消** ・地先道路、広場の整備などにより、行き止まり路等の解消に努めます。 ・主要生活道路や公園、緑道などの整備を進めるとともに、地区計画による壁面後退等により、延焼遅延機能の確保を図ります。 ・防災街づくりの各種事業や不燃化特区制度などを活用して、密集市街地の解消に取り組みます。 ・地区計画制度等の活用等により、新たな密集市街地を作り出さない街づくりに取り組みます。 **④建築物の耐震化・不燃化のルールづくりや支援** ・耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不足する建築物の耐震化を進めるため、国や都の補助事業を活用し、耐震診断、耐震改修工事等に対して支援、助成を行うとともに、その建物の所有者等に対して啓発活動を進めます。 ・東京都の防災都市づくり推進計画における整備地域をはじめとした木造住宅密集地域等において、防災性の向上と生活環境の改善を目的として、地区計画等により方針を定め、国及び都の補助制度を活用して道路・公園の整備、建築物の不燃化を進め災害に強い街づくりを推進します。 ＜地域の主な取組み＞ 【砧地域】 ・成城学園前駅周辺地区では、魅力的で持続可能な環境づくりを目指すため、地区住民等と共に地区計画等の変更に取り組みます。また、外かく環状道路東名ジャンクション周辺地区では、みどり豊かな自然環境と調和した街並みや、道路ネットワークの形成などを実現するため、地区計画等の策定に取り組みます。 ・建替えに際し、防火上の制限がない都市計画公園未整備区域（都立祖師谷公園計画区域）などにおいて、防災性の向上に関する検討を烏山地域と共に取り組みます。

令和7年度末までの取組み状況	【砧地域】 ・令和6年度は、成城学園前駅周辺地区では、計画の変更検討会議のメンバー調整などを目的とした準備会議を、町会や商店街、大学など地域に関わる皆さんとで実施（年4回）し、街づくりイベントではこどもから大人まで、様々な世代の多くの皆さんの参加をいただきました。令和7年度は、計画変更に向けた駅周辺関係者による会議（成城駅前未来まちづくりキャンバス）を設立し、意見交換（年4回）や街づくりイベント（年2回）を行いました。 ・外環道東名ジャンクション周辺地区では、地区計画等の策定に向け、変更素案について地区区分ごとに丁寧に説明するため、地区別説明会を4回、全体説明会を1回実施し、令和8年3月に策定しました。 ・祖師谷五・六丁目地区は調査により一定の効果を確認した準防火地域の指定に向け、課題の整理や資料作成を行うとともに、土地建物の権利者調査等を実施する等、令和8年度に予定する地域周知に向けた検討を行いました。 ・防災上の課題を抱える地区等において、地先道路等を5件用地取得するなど、基盤整備の推進に取り組みました。
2年間の取組みによる成果等	・良好な市街地の形成を図るため、地区計画等を活用し、砧地域の特性を活かした街づくりを地域住民の主体的な参加により進めました。 ・外環道東名ジャンクション周辺地区では、安全性、防災性や利便性の向上や良好な街並みの形成等の地区目標実現に向けて、地区計画等を策定しました。 ・大蔵地区地区計画の区画道路を中心に道路用地を取得した。また、区域決定（供用開始）に向け、測量調査や道路計画図等の作成を行いました。
令和8年度以降の取組み予定	・成城学園前駅周辺地区では、駅周辺関係者による会議体（成城駅前未来まちづくりキャンバス）において、地域の街づくりへの関心を高めるためのイベント等を企画・実施しながら、成城学園前駅周辺地区地区街づくり計画等の変更を検討していきます。 ・祖師谷五・六丁目及び上祖師谷三丁目地区の防災性の向上を図るため、準防火地域指定に向けた地域周知・説明を行います。 ・地先道路等について、今後の財政状況を見通しながら、砧地域地先道路整備計画を踏まえ、優先順位を付け、整備効果や整備の時期を慎重に見定めながら、新規路線の事業に着手します。

5 安全で魅力的な街づくり	
（1） 安全・安心の街づくり （烏山地域）	
施策の方向性	世田谷区都市整備方針（地域整備方針）や防災街づくり基本方針等に基づき、道路や公園等の都市基盤の整備・更新、建築物の耐震化・不燃化の促進などに取り組み、地区・地域における特性に応じた安全・安心で魅力ある街づくりを推進します。
具体的な取組みの計画	**①地区計画・地区街づくり計画の活用** ・地域で目指すまちの姿を実現するため、地区住民の意見を十分に反映しながら建築物の用途や形態、道路、公園等を適正に配置する地区計画等を策定し、安全・安心の街づくりを進めます。 ・区民参加で街の将来像を幅広く考える世田谷区独自の制度である「地区街づくり計画」により地区の特性に応じたきめの細かい街づくりを進めます。 ※地区計画・地区街づくり計画の各区域は、地域行政制度におけるまちづくりセンターの管轄としての地区とは異なり、地区計画・地区街づくり計画ごとに定められています。 **②地先道路整備計画に基づく道路事業の推進** ・日常生活の中で利用する最も基本となる地先道路の整備を推進し、消防活動困難区域の解消・改善を図ります。 ・国や東京都が行う都市基盤整備事業などを契機とし、周辺街づくりを検討する中で、地先道路を適正に配置し、整備を推進します。 ・せたがや道づくりプランに基づき、道路ネットワークの構築に向け、地域の特性に応じた整備手法により、住民の理解と協力を得ながら地先道路の整備を推進します。 ・開発行為、土地区画整理事業、大規模建築事業など、区以外の事業主体による整備事業の機会を捉えて地先道路の整備誘導を図ります。 **③街づくり事業での区画道路や広場整備等による木造住宅密集地域の解消** ・地先道路、広場の整備などにより、行き止まり路等の解消に努めます。 ・主要生活道路や公園、緑道などの整備を進めるとともに、地区計画による壁面後退等により、延焼遅延機能の確保を図ります。 ・防災街づくりの各種事業や不燃化特区制度などを活用して、密集市街地の解消に取り組みます。 ・地区計画制度等の活用等により、新たな密集市街地を作り出さない街づくりに取り組みます。 **④建築物の耐震化・不燃化のルールづくりや支援** ・耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不足する建築物の耐震化を進めるため、国や都の補助事業を活用し、耐震診断、耐震改修工事等に対して支援、助成を行うとともに、その建物の所有者等に対して啓発活動を進めます。 ・東京都の防災都市づくり推進計画における整備地域をはじめとした木造住宅密集地域等において、防災性の向上と生活環境の改善を目的として、地区計画等により方針を定め、国及び都の補助制度を活用して道路・公園の整備、建築物の不燃化を進め災害に強い街づくりを推進します。 ＜地域の主な取組み＞ 【烏山地域】 ・千歳烏山駅周辺においては、地区計画等に基づき、合理的な土地利用、安全で快適な歩行者空間の確保等を誘導することで、回遊性のある魅力的な駅前商業空間の維持・増進を図り、「駅南北の交流と人々が集う魅力あふれるまち」の形成及び安全でみどり豊かな落ち着きのある良好な住環境が維持・保全された街を目指します。 ・都営八幡山アパートなどの大規模団地建替え等や補助第54号線などの都市計画道路の事業化等を契機として、街づくりの検討を進め、都市基盤整備による防災性の向上やみどりのある低層住宅地域と調和した沿道の街並み形成を目指します。

令和7年度末までの取組み状況	【烏山地域】 ・千歳烏山駅前広場南側地区では、地権者が主体となって再開発事業を活用したまちづくりの検討が進められ、区はその活動を支援し、にぎわいの維持・増進、防災性の向上、回遊性の向上などを目指す計画案(準備組合案)が取りまとめられました。 ・都営八幡山アパートや烏山北住宅などの大規模団地建替えでは、安全な歩行空間等の確保や居住者の円滑な移転に向けて、街づくりの誘導や建替え協議の支援を行いました。 ・東京都施行の補助第54号線(補助第217号線以西区間)では、令和6年1月の都市計画道路の事業認可を受け、当該地区沿道に適した街づくりの検討に向け基礎調査を行いました。
2年間の取組みによる成果等	・千歳烏山駅周辺では、住民や街づくり団体参加のもと、情報共有や意見交換を行う場である「ちとからまちづくりフォーラム」などを開催し、駅周辺の街づくりを推進しました。 ・烏山北住宅の建替えでは、令和7年3月に地区計画に係る地区施設整備について、事業者と区との間で基本協定を締結しました。また、街づくり懇談会の開催など、建替えに向けた協議を支援し、各団地の建替計画の進捗状況の確認や課題の整理を行いました。 ・都営八幡山アパートの建替えについては、居住者の円滑な移転に向け、周辺住民や入居者等への丁寧な対応を東京都へ要望しました。また、八幡山駅周辺について、関係団体等とまちの将来像の検討や地域交流活動を行い、まちづくりに向けた機運づくりを進めました。 ・補助第54号線(仙川以西区間)では、街づくりの基礎調査をもとに、沿道住民との意見交換や関係機関と調整を行うなど、街づくりの検討を開始しました。
令和8年度以降の取組み予定	・区は、再開発準備組合による市街地再開発事業の事業化に向けた取組みを支援するとともに、関連する都市計画手続きを進めます。また、「ちとからまちづくりフォーラム」の運営やワークショップ等を実施し、地域住民の機運醸成を図るとともに、千歳烏山商店街連合会街づくり委員会による取組みを支援し、地域と連携したまちづくりを推進します。 ・都営八幡山アパートや烏山北住宅などの大規模団地建替えでは、地区計画の実現と円滑な建替えに向け、引き続き、建替え事業者と関係機関との協議を支援します。また、関係機関との連携を密にし、周辺住民等への適切な情報提供に努めます。 ・補助第54号線(仙川以西区間)では、沿道住民との意見交換を行いながら、沿道地区の街づくりルールを検討します。

5　安全で魅力的な街づくり	
（2） 区民主体の街づくり （世田谷地域）	
施策の方向性	多様な主体が共に理解しあい、協力しながら、区民一人ひとりが街づくりの担い手となる協働の街づくりを基本に、多様な区民参加手法を駆使しながら、区民主体の街づくりを進めます。
具体的な取組みの計画	**①街づくり協議会への助成や街づくり専門家の派遣制度を活用するなど区民主体の街づくりの推進** ・地区住民等で構成された団体である街づくり協議会等が、地区の特性を踏まえた街づくりの実現に向けて、参加と協働による検討が進められるよう、街づくり協議会等への専門家の派遣及び活動経費の助成等の支援を行うことにより、まちづくりへの理解促進や機運醸成を図り、地区住民等が安全で住みやすい快適な環境の整備等を進めます。 ・街づくりの検討や実践などに関する参加の場を増やし、区民相互の意見交換を通じて主体性を高める取組みを進めます。 ・まちに関する理解や関心を養い、区民参加の街づくりの大切さや街づくりへのかかわり方などについて学ぶ機会を増やし、将来の街づくりの担い手を育てます。 **②計画策定や事業実施の際における参加と協働の街づくりの推進** ・地域のまちの姿や地区の特性を踏まえた身近な街づくりの方針である「地域整備方針」を総合支所単位で地域住民等のご意見を伺いながら令和5年度から2か年の予定で見直しを図ります。「地域整備方針」に基づき、街づくりの様々な場面ごとに、区民・事業者・区による参加と協働の街づくりを進めます。 ＜地域の主な取組み＞ 【世田谷地域】 ・三軒茶屋駅周辺においては、「三茶のミライ」に基づき、町会、商店街、大学及び事業者等の地域に関わる多様な主体との協働による街の課題解決を図る公共的空間を利活用した社会実験等を実施するとともに、まちづくり会議などの区民参加の機会を設け、街づくりの担い手の育成を図ることにより、持続可能な区民主体の街づくりを進めます。
令和7年度末までの取組み状況	【世田谷地域】 三茶のミライ策定後、まちづくりの担い手発掘や気運醸成のため以下に取り組んできました。 (1)三軒茶屋駅周辺まちづくり会議 三茶のミライの検討を契機に令和元年度から開催し、策定以降も、三軒茶屋のまちづくりに関する普及啓発を目的とした区民参加の場として年1～2回程度開催しています。 (2)公共空間を活用した社会実験 令和4年度より地元企業や大学と連携し、主に茶沢通りを活用しまちの滞在性向上を図る社会実験「SANCHA STREET TERRACE」を年4回程度実施しています。 (3)三茶ストリートファニチャーデザインコンペ 「人とまちとミライをつなぐストリートファニチャー」をテーマに、令和6年度に実施。入賞4作品を製作し令和7年度以降、地域イベント等で活用しています。 (4)まちづくり推進体制の構築に向けた支援組織の組成 まちづくり推進体制の核となる支援組織の立ち上げに向け、令和5年度より関係団体・企業と「推進体制検討会議」を定期的に開催し、検討を重ねてきました。令和7年度に任意団体「三茶モデルプロジェクト実行委員会」の設立に至り、モデルプロジェクト「三茶縁日」を実施しました。

2年間の取組みによる成果等	(1)モデルプロジェクト「三茶縁日」 令和7年度に、先導的なまちづくりの取組みを実施するための組織「三茶モデルプロジェクト実行委員会」(以下、「MPJ実行委員会」)の設立に至り、以降、三茶のミライに位置づけている支援組織を目指して活動しています。具体的なアクションとして、街なかの空間を面的に活用した新たなイベント「三茶縁日」を実施しました。 (2)三茶のミライアクションアイデア集 三茶のミライの具体化を図るため、令和5年度より日本大学協力のもとワークショップ等をとおして地域の声を拾いながら「場所」と「取組み」を紐づけ、三茶のミライ実現につながる具体的な活動のヒントとなるものとして、令和6年度に取りまとめました。
令和8年度以降の取組み予定	(1)まちづくり推進体制の構築に向けて、令和8年度も引き続き、MPJ実行委員会によるモデルプロジェクト等のまちづくり活動の実施を支援するとともに、組織体制・人員の確保や活動財源となる収益事業等の実現につながる検討に取り組みます。 (2)三茶のミライのさらなる実現を図るため、ソフト面の取組みを継続・拡充しながら、実現に時間を要するハード面の取組みを中心に、場所や手法、主体等を具体化することを目的として「(仮称)三茶のミライ推進プラン」の作成に向けた検討に着手します。 ・令和7年度に見直しを行った『世田谷区都市整備方針「第二部地域整備方針(後期)」』に基づき、街づくりの様々な場面ごとに、区民・事業者・区による参加と協働の街づくりを進めます。

5 安全で魅力的な街づくり	
（2） 区民主体の街づくり （北沢地域）	
施策の方向性	多様な主体が共に理解しあい、協力しながら、区民一人ひとりが街づくりの担い手となる協働の街づくりを基本に、多様な区民参加手法を駆使しながら、区民主体の街づくりを進めます。
具体的な取組みの計画	**①街づくり協議会への助成や街づくり専門家の派遣制度を活用するなど区民主体の街づくりの推進** ・地区住民等で構成された団体である街づくり協議会等が、地区の特性を踏まえた街づくりの実現に向けて、参加と協働による検討が進められるよう、街づくり協議会等への専門家の派遣及び活動経費の助成等の支援を行うことにより、まちづくりへの理解促進や機運醸成を図り、地区住民等が安全で住みやすい快適な環境の整備等を進めます。 ・街づくりの検討や実践などに関する参加の場を増やし、区民相互の意見交換を通じて主体性を高める取組みを進めます。 ・まちに関する理解や関心を養い、区民参加の街づくりの大切さや街づくりへのかかわり方などについて学ぶ機会を増やし、将来の街づくりの担い手を育てます。 **②計画策定や事業実施の際における参加と協働の街づくりの推進** ・地域のまちの姿や地区の特性を踏まえた身近な街づくりの方針である「地域整備方針」を総合支所単位で地域住民等のご意見を伺いながら令和5年度から2か年の予定で見直しを図ります。「地域整備方針」に基づき、街づくりの様々な場面ごとに、区民・事業者・区による参加と協働の街づくりを進めます。 ＜地域の主な取組み＞ 【北沢地域】 ・京王線各駅周辺の地区街づくり協議会を支援しながら沿線街づくりの気運醸成を図るとともに、地域の個性を活かしコミュニティを育む街づくりの実現を目指します。 ・下北沢駅周辺地区におけるまちの魅力向上と地域課題の解決を目指した地域主体のエリアマネジメント組織の設立に向けた取組みやまちづくり活動を支援します。
令和7年度末までの取組み状況	【北沢地域】 ・京王線沿線の各駅（明大前・下高井戸・桜上水）の街づくり協議会が主体となり、各駅の街づくりの取組みを紹介する「駅周辺まちづくり活動合同報告会（明大前・下高井戸・桜上水）」を開催し、この活動の支援を行いました。 ・地域主導による地域課題の解決および魅力向上に向け、令和6年度には下北沢エリアマネジメント協議会の発足ならびに「下北沢未来ビジョン」の策定を支援するとともに、これらの内容を地域へ報告する「下北沢エリアマネジメントキックオフミーティング」の開催など、各種取組・活動への支援を実施しました。 令和7年度には、同協議会が実施する全体会の開催、社会実験の実施及びセミナーの開催等を支援し、地域に関わる多様な関係者間の情報共有並びに意見交換の促進を図りました。
2年間の取組みによる成果等	・京王線沿線の各駅（明大前・下高井戸・桜上水）における街づくり協議会が主体となり開催した合同報告会により、各地域の取組みや課題が共有され、住民主体の街づくりの意識が高まりました。また、近隣住民との対話を通じて相互理解が深まり、協議会同士の情報共有や意見交換の機会が生まれたことで、沿線全体としての連携が強化され、地域の個性を活かした街づくりの気運醸成につながっています。 ・令和6年度から令和7年度にかけて、下北沢エリアマネジメント協議会の発足ならびに「下北沢未来ビジョン」の策定を契機として、地域主導によるまちづくりの基盤形成を支援しました。これにより、地域の将来像の共有が図られるとともに、「下北沢エリアマネジメントキックオフミーティング」の開催を通じて関係者間の連携機運を醸成に取組みました。さらに、令和7年度には全体会や社会実験、セミナーの開催を支援することで、多様な関係者が参画する継続的な対話と協働の場が創出され、地域課題の解決に向けた具体的な取組の推進に寄与しました。

令和8年度以降の取組み予定	・京王線沿線の各駅周辺街づくり協議会への活動支援及び、「駅周辺まちづくり活動合同報告会」の開催。 ・エリアマネジメントの導入に向け、地域住民と事業者等が協働し、良好な環境や地域価値の維持・向上を図る主体的な取組を促進するため、下北沢駅周辺の将来像や目標、事業等を示した「下北沢未来ビジョン」の実現に向け、同協議会による具体的な取組の実践について、継続的に支援を行います。

5 安全で魅力的な街づくり	
（2） 区民主体の街づくり （玉川地域）	
施策の方向性	多様な主体が共に理解しあい、協力しながら、区民一人ひとりが街づくりの担い手となる協働の街づくりを基本に、多様な区民参加手法を駆使しながら、区民主体の街づくりを進めます。
具体的な取組みの計画	**①街づくり協議会への助成や街づくり専門家の派遣制度を活用するなど区民主体の街づくりの推進** ・地区住民等で構成された団体である街づくり協議会等が、地区の特性を踏まえた街づくりの実現に向けて、参加と協働による検討が進められるよう、街づくり協議会等への専門家の派遣及び活動経費の助成等の支援を行うことにより、まちづくりへの理解促進や機運醸成を図り、地区住民等が安全で住みやすい快適な環境の整備等を進めます。 ・街づくりの検討や実践などに関する参加の場を増やし、区民相互の意見交換を通じて主体性を高める取組みを進めます。 ・まちに関する理解や関心を養い、区民参加の街づくりの大切さや街づくりへのかかわり方などについて学ぶ機会を増やし、将来の街づくりの担い手を育てます。 **②計画策定や事業実施の際における参加と協働の街づくりの推進** ・地域のまちの姿や地区の特性を踏まえた身近な街づくりの方針である「地域整備方針」を総合支所単位で地域住民等のご意見を伺いながら令和5年度から2か年の予定で見直しを図ります。「地域整備方針」に基づき、街づくりの様々な場面ごとに、区民・事業者・区による参加と協働の街づくりを進めます。 ＜地域の主な取組み＞ 【玉川地域】 ・二子玉川地区において、まちの魅力を向上させるために地域が主体的に取り組むエリアマネジメント活動に対し、アドバイザー支援などを行い地域主体のまちづくりを推進します。 ・地域の協力のもと、関係機関とも連携を図りながら、大井町線（九品仏駅～上野毛駅）沿線の安全・安心の街づくりを推進します。
令和7年度末までの取組み状況	【玉川地域】 ・都市再生整備計画（二子玉川駅周辺地区）【第2期】の策定を行うなど、エリアマネジメントに取り組んでいる（一社）二子玉川エリアマネジメンツの活動の支援を行いました。 ・沿線の町会・自治会や商店街などで構成される「大井町線街づくり連絡会」や地域住民、鉄道事業者等による踏切解消及び沿線街づくりに向けた活動の支援を行いました。
2年間の取組みによる成果等	・（一社）二子玉川エリアマネジメンツへの活動支援が、二子玉川ネイチャーズデイや新二子橋アートプロジェクトなどの多摩川河川敷でのイベント実施の一助となり、二子玉川地区のにぎわいづくりや景観保全などに寄与しました。 ・「大井町線街づくり連絡会」への支援を行いました。
令和8年度以降の取組み予定	・二子玉川のまちの魅力向上等のために、引き続き（一社）二子玉川エリアマネジメンツの活動を支援します。 ・「大井町線街づくり連絡会」への継続した支援を行います。 ・令和7年度に見直しを行った『世田谷区都市整備方針「第二部地域整備方針（後期）」』に基づき、区民・事業者・区が協働して街づくりを推進していきます。

5 安全で魅力的な街づくり	
（2） 区民主体の街づくり （砧地域）	
施策の方向性	多様な主体が共に理解しあい、協力しながら、区民一人ひとりが街づくりの担い手となる協働の街づくりを基本に、多様な区民参加手法を駆使しながら、区民主体の街づくりを進めます。
具体的な取組みの計画	**①街づくり協議会への助成や街づくり専門家の派遣制度を活用するなど区民主体の街づくりの推進** ・地区住民等で構成された団体である街づくり協議会等が、地区の特性を踏まえた街づくりの実現に向けて、参加と協働による検討が進められるよう、街づくり協議会等への専門家の派遣及び活動経費の助成等の支援を行うことにより、まちづくりへの理解促進や機運醸成を図り、地区住民等が安全で住みやすい快適な環境の整備等を進めます。 ・街づくりの検討や実践などに関する参加の場を増やし、区民相互の意見交換を通じて主体性を高める取組みを進めます。 ・まちに関する理解や関心を養い、区民参加の街づくりの大切さや街づくりへのかかわり方などについて学ぶ機会を増やし、将来の街づくりの担い手を育てます。 **②計画策定や事業実施の際における参加と協働の街づくりの推進** ・地域のまちの姿や地区の特性を踏まえた身近な街づくりの方針である「地域整備方針」を総合支所単位で地域住民等のご意見を伺いながら令和5年度から2か年の予定で見直しを図ります。「地域整備方針」に基づき、街づくりの様々な場面ごとに、区民・事業者・区による参加と協働の街づくりを進めます。 ＜地域の主な取組み＞ 【砧地域】 ・成城学園前駅南口小広場の暫定活用をきっかけに、街づくりの新たな担い手を発掘すると共に、地元自治会や商店会、大学などとも連携を深めることで、新たなコミュニティの形成や賑わいの創出などに取り組みます。
令和7年度末までの取組み状況	【砧地域】 ・成城学園駅南口小広場で舗装のカラー化やベンチの設置などの暫定整備を行い、安全で快適な憩いの場として供用を開始しました。 ・街づくりへの関心を高めるため、南口小広場において自治会、商店街、大学等の駅周辺地区の関係団体と連携し、こどもから大人まで世代を問わず参加できるプレイスメイキングなどのイベントを企画・実施しました。併せて街づくりに関するアンケートも実施しました。 令和6年 9月 生き物展示等（テーマ：みどり） 12月 今昔なぞなぞラリー（テーマ：街並み） 令和7年 9月 子どもと一緒にまちを考える （テーマ：建物の形態・意匠や高さ） 12月 駅周辺のまちづくりを考える（テーマ：壁面の位置・建築物の用途制限）
2年間の取組みによる成果等	成城学園駅南口小広場などで自治会等と連携してイベントを実施することで、街づくりに関する地域の関心を高めるとともに、新たな担い手発掘や賑わいの創出などに取り組みました。
令和8年度以降の取組み予定	引き続き、南口小広場等を活用した地域と連携したイベントなど、多様な区民参加の手法により街づくりの担い手を増やし、区民主体の街づくりを進めます。

5 安全で魅力的な街づくり	
（2） 区民主体の街づくり （烏山地域）	
施策の方向性	多様な主体が共に理解しあい、協力しながら、区民一人ひとりが街づくりの担い手となる協働の街づくりを基本に、多様な区民参加手法を駆使しながら、区民主体の街づくりを進めます。
具体的な取組みの計画	**①街づくり協議会への助成や街づくり専門家の派遣制度を活用するなど区民主体の街づくりの推進** ・地区住民等で構成された団体である街づくり協議会等が、地区の特性を踏まえた街づくりの実現に向けて、参加と協働による検討が進められるよう、街づくり協議会等への専門家の派遣及び活動経費の助成等の支援を行うことにより、まちづくりへの理解促進や機運醸成を図り、地区住民等が安全で住みやすい快適な環境の整備等を進めます。 ・街づくりの検討や実践などに関する参加の場を増やし、区民相互の意見交換を通じて主体性を高める取組みを進めます。 ・まちに関する理解や関心を養い、区民参加の街づくりの大切さや街づくりへのかかわり方などについて学ぶ機会を増やし、将来の街づくりの担い手を育てます。 **②計画策定や事業実施の際における参加と協働の街づくりの推進** ・地域のまちの姿や地区の特性を踏まえた身近な街づくりの方針である「地域整備方針」を総合支所単位で地域住民等のご意見を伺いながら令和5年度から2か年の予定で見直しを図ります。「地域整備方針」に基づき、街づくりの様々な場面ごとに、区民・事業者・区による参加と協働の街づくりを進めます。 ＜地域の主な取組み＞ 【烏山地域】 ・京王線各駅周辺の地区街づくり協議会を支援しながら沿線街づくりの気運醸成を図るとともに、地域の個性を活かしコミュニティを育む街づくりの実現を目指します。 ・地域にある住民、事業者、行政などによる意見交換の場を活かしながら、住民主体の参加と協働の街づくりに取り組みます。
令和7年度末までの取組み状況	【烏山地域】 ・千歳烏山駅周辺では、「まち」の未来を参加と協働により考えていくことを目的として、駅周辺の住民や街づくり団体参加のもと、まちづくりの情報共有・意見交換を行う場として、「ちとからまちづくりフォーラム」を令和8年2月に開催しました。また、フォーラムの取組みの一環として、将来のまちの姿を地域で考え、共有するため、地域住民や子ども・若者、子育て世代等とのワークショップを開催するなど、駅周辺のまちづくりを推進しました。 ・上北沢駅、芦花公園駅、八幡山駅周辺地区では、京王線の連続立体交差事業の進展に合わせ、街づくり協議会などを開催し、地区住民との連携・協力を行いながら、各駅周辺の街づくりを推進しました。
2年間の取組みによる成果等	・千歳烏山駅周辺地区では、将来イメージ作成の過程において、多様な世代に意見交換を実施したことで、広く街づくりの情報周知を行うとともに、ワークショップ等で得られた様々なニーズをフォーラムを通して周辺住民と共有し、街づくりの機運醸成につなげました。 ・上北沢駅、芦花公園駅、八幡山駅周辺地区では、街づくり協議会等の活動支援や情報共有を行うとともに、地域整備方針の改定を契機として、これまでの街づくりの経過の振り返りや現状の課題の共有を図り、今後の沿線街づくりに向けて意識を高めることにつなげました。
令和8年度以降の取組み予定	・引き続き、各駅周辺の街づくりを進めるとともに、京王線連続立体交差事業の進捗に合わせて地域住民との意見交換を重ね、地域の個性を活かした沿線一体の価値向上に取り組んでまいります。

6 行政サービスの向上

(1) くみん窓口・出張所窓口の改善

施策の方向性	くみん窓口や出張所窓口における混雑期の混雑解消にデジタル技術の活用する等の取組みを進めるとともに、国が推進する自治体情報システムの標準化・共通化を機会に窓口サービスの改善を図ります。
具体的な取組みの計画	**①「行かない　書かない　待たない」窓口の実現** ・3月から4月の住民異動届等の手続きが集中する、くみん窓口・出張所の混雑解消を図るため、令和4年度からスタートした窓口改善の取り組みを、さらに進めます。業務プロセスの見直しとともに、窓口レイアウトの改善、電子申請の拡充、3・4月の最混雑期のピークの分散、様々な手法を用いて、窓口の待ち時間の短縮を図ります。 ＜令和6年混雑期に向けた取り組み＞ ・コンビニ交付手数料減額による証明書発行のコンビニエンスストアのマルチコピー機やまちづくりセンター等のマイナンバーカード専用証明書自動交付機への誘導 ・マイナンバー業務の一部（暗証番号再設定や5年ごとの電子証明書更新）を取扱う地区（まちづくりセンター）の拡充 ・マイナンバーカードを活用した申請書作成支援ソリューションの導入 ・住民記録窓口の一部開庁時間の延長（システム運用時間の延長可能な開庁日） ・混雑状況の見える化、手続きガイドの拡充（混雑状況のホームページへの掲載、カレンダー形式での視覚的な表示） ・番号発券機システムのバージョンアップ ・電子申請の拡充（狂犬病予防注射済票） ・広報の強化（不動産店での転入者や区内大学新入生への周知協力依頼） ・戸籍事務の広域交付に伴う窓口予約の導入　など ＜令和6年以降の取り組み＞ ・電話自動案内の導入検討（区役所新庁舎第1期工事の竣工に向けて） ・「（仮称）世田谷区マイナンバーカードセンター」の整備 （三茶昭和ビル内（三軒茶屋1-41-10）　令和6年7月予定） ・キャロットタワー等住民票、印鑑証明発行窓口の体制の検討 ・自治体基幹業務システムの標準化に伴い、「書かない窓口」を実現するためのシステム導入（令和7年1月予定） ※区役所新庁舎の第2期工事竣工に向けた窓口体制の抜本的な見直しの検討 　お悔み相談の実施
	■令和6年3、4月（混雑期）の窓口の状況 　令和6年の混雑期は、各くみん窓口・出張所の待ち時間短縮に向けて「行かない　書かない　待たない」の視点で、PTにおいて検討を進め、以下の取組みを実施し、世田谷・北沢・玉川・砧・烏山の5総合支所くみん窓口の3月及び4月の待ち時間は、令和5年平均38分から令和6年平均33分に短縮となりました。 ＜取組み項目＞ ①世田谷総合支所くみん窓口において、受付ブースを増設（11→16）し、待ち時間の短縮を図りました。 ②コンビニ交付手数料のうち、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「納・課税証明書」の交付手数料（通常1通200円）を令和6年3～4月の間、1通10円に減額しました。（窓口交付は1通300円） ③まちづくりセンター5地区で先行実施している「マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー」（マイナンバーカードの電子証明書発行・更新や暗証番号変更・再設定等の手続実施）について、令和6年2月より新たに7地区のまちづくりセンター（若林、上町、代沢、松原、九品仏、船橋、喜多見）にも拡大しました。 　　※各くみん窓口・出張所と合わせ22ヶ所で対応。 ④広報の強化（混雑情報カレンダーの掲載等）により、来庁者の分散を図りました。※区内各大学、全日本不動産協会、宅地建物取引協会等へ協力を依頼

令和7年度末までの取組み状況	⑤世田谷総合支所を除く4か所のくみん窓口において、3月25日(月)、3月28日(木)、4月5日(金)に、一部業務の受付時間を18時まで延長しました。 ⑥住民基本台帳事務および戸籍事務の一部において予約制を導入しました。 ⑦マイナンバーカード等の記録事項を利用して書かずに申請書・届書の一部項目を印刷できる申請書作成支援ソリューションを令和6年1月に世田谷総合支所くみん窓口に導入しました。 ■令和7年3月及び4月(混雑期)の窓口の状況 令和7年の混雑期は、令和6年に引き続き、各くみん窓口・出張所の待ち時間短縮に向けて「行かない 書かない 待たない」の視点で、取組みを実施しました。世田谷・北沢・玉川・砧・烏山の5総合支所くみん窓口の3月及び4月の住民異動届等の待ち時間(※)は、令和6年は平均33分でしたが、令和7年は平均48分となりました。 ※待ち時間について 窓口に来庁した方が番号発券機で発券してから手続きが完了するまでの時間 ＜取組み項目＞ ①「書かない窓口」の導入 令和7年1月より、来庁者の利便性向上を図るため、住民基本台帳事務において職員が状況を伺いながらシステムに入力し、届出人に入力内容をご確認いただいて届書の作成を行うことで、届出人による自書の手間を省く、いわゆる「書かない窓口」を導入しました。 ②コンビニ交付手数料の減額 コンビニ交付手数料のうち、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「納・課税証明書」の交付手数料(通常1通200円)を令和7年2～5月の間、1通10円に減額しました。(窓口交付は1通300円) ＜コンビニ交付件数(住民票の写し及び印鑑登録証明書)＞ 交付件数 前年比 令和5年3月 35,241 ― 令和6年3月 52,106 16,865 令和7年3月 54,888 2,782 ※マイナンバーカード専用証明書自動交付機での交付件数を含む ③マイナンバーカード電子証明書手続きコーナーの拡充等 まちづくりセンター12地区で実施している「マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー」(電子証明書発行・更新や暗証番号変更・再設定等)について、令和7年2月17日から、新たに8地区のまちづくりセンター(池尻、下馬、新代田、松沢、上野毛、深沢、砧、上北沢)に拡大しました。 また、令和6年7月1日、マイナンバーカード業務に特化した世田谷区マイナンバーカードセンターを三軒茶屋に開設しました。さらに、令和7年3月18日から4月14日の最混雑期においては、世田谷くみん窓口の混雑緩和のため、住民異動等を伴わないマイナンバーカード単独業務を別ラインで処理するよう第2庁舎5階に臨時窓口を開設し、くみん窓口の来庁者を分散させました。 ⇒上記に加えくみん窓口、出張所をあわせた計31か所で対応 ④広報の強化 来庁窓口の分散化等を図るための広報強化を図りました。 ・区のホームページのポップアップ「世田谷区を知る」に、窓口混雑状況及び証明書コンビニ交付サービスの手数料引き下げについて掲載 ・混雑情報カレンダーの区広報板、区内駅等へのポスター掲示 ・チラシの区内各大学等への配架やポスター掲示 ・区のおしらせ2月1日号1面掲載、3月10日窓口混雑対応特集号の発行等 ・コンビニ交付手数料10円について、LINEプッシュ通知やせたPayアプリでの配信 ・上記③記載の「マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー」の周知チラシを区広報板及び区内電鉄の一部駅に配架 ■令和8年3月(混雑期)の窓口の状況(令和8年4月を含む) 令和8年3月・4月の混雑期は、前年に引き続き、各くみん窓口・出張所の待ち時間短縮に向けて「行かない 書かない 待たない」の視点で取組みを実施しました。世田谷・北沢・玉川・砧・烏山の5総合支所くみん窓口の3月及び4月の住民異動届等の1人あたりの平均待ち時間は、令和7年は平均48分でしたが、令和8年は平均42分に短縮しました。

	＜取組み項目＞ ①マイナンバーカード業務の体制強化 　マイナンバーカード保有者の増加に伴い、転入にかかる継続利用処理および電子証明書の再発行に要する手続き時間が増大しているため、電子証明書更新（5年ごと）など、住民異動を伴わないマイナンバーカード単独の手続きについては、くみん窓口・出張所のほか、20か所のまちづくりセンターで実施しているマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー及び世田谷区マイナンバーカードセンターなど、区内31か所で対応ができる旨の広報を行い、来庁者の分散化を図りました。 ②コンビニ交付手数料の減額 　コンビニ交付手数料のうち、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「納・課税証明書」の交付手数料（通常1通200円）を令和8年2～5月の間、1通10円に減額しました。（窓口交付は1通300円） ＜コンビニ交付件数（住民票の写し及び印鑑登録証明書）＞ 　　交付件数 前年比 令和5年3月 35,241　― 令和6年3月 52,106　16,865 令和7年3月 54,888　2,782 令和8年3月 57,853　2,965 ※マイナンバーカード専用証明書自動交付機での交付件数を含む ③広報の強化 　来庁窓口の分散化等を図るための広報強化を図りました。 ・区のホームページに、各総合支所くみん窓口及び出張所の窓口混雑状況（待ち人数と時間の目安）を一覧で確認できるウェブページを掲載 ・コンビニ交付手数料の減額について、令和7年に引き続き、区のおしらせ2月1日号1面掲載、3月15日号での再周知を行ったほか、LINEプッシュ通知、X及びFacebook等で配信 ・引っ越しワンストップサービスの利用促進について、区のお知らせで発信 ※マイナンバーカードを利用し、マイナポータルでの転出届を行うことにより、転出時は来庁不要となるサービス ・「マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー」の周知を区のおしらせ及びホームページ等で実施
2年間の取組みによる成果等	マイナンバーカード業務の体制強化、コンビニ・オンラインを活用したサービスの推進、広報強化等の取組みによって、手続き窓口の分散化及び混雑緩和につながっています。 ・コンビニ交付の増加（窓口、郵送、取次発行を含めた全体の通数に対しての交付割合） 　令和6年3月　57.1%（52,106件） 　令和7年3月　61.8%（54,888件） 　令和8年3月　63.7%（57,854件） ・マイナポータルを活用した引っ越しワンストップサービスの利用促進 　令和6年3月　1,641件（転出総数における利用割合　25.2%） 　令和7年3月　2,007件（転出総数における利用割合　33.5%） 　令和8年3月　2,805件（転出総数における利用割合　45.8%）
令和8年度以降の取組み予定	マイナンバーカード業務の体制強化及びコンビニ交付・引っ越しワンストップサービス等の推進による来庁者分散化・行かない窓口の促進を図り、区民の利便性向上に取り組みます。

6 行政サービスの向上	
(1) くみん窓口・出張所窓口の改善	
施策の方向性	くみん窓口や出張所窓口における混雑期の混雑解消にデジタル技術の活用する等の取組みを進めるとともに、国が推進する自治体情報システムの標準化・共通化を機会に窓口サービスの改善を図ります。
具体的な取組みの計画	**②地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化への対応** ・国が令和7年度までに全自治体で実現をめざすガバメントクラウドを活用した基幹業務システムの標準化に段階的に取り組む中で、業務の流れや体制の見直しを含めた検討を行い、効率的な行政サービスの提供に努めます。 ・令和6年度＝第1期(令和7年1月稼働予定) ❶住民基本台帳、❷個人住民税、❸軽自動車税、❹介護保険、❺就学、 ❻印鑑登録 ・令和7年度＝第2期(令和8年1月稼働予定) ❼戸籍、❽戸籍附票、❾国民年金、❿選挙人名簿、⓫国民健康保険、 ⓬障害者福祉、⓭後期高齢者医療、⓮児童手当、⓯児童扶養手当、 ⓰子ども・子育て支援、⓱生活保護、⓲健康管理
令和7年度末までの取組み状況	■令和6年度の取組み状況 令和7年1月に、標準準拠システムとして❶住民基本台帳、❷個人住民税、 ❸軽自動車税、❹介護保険、❺就学、❻印鑑登録　を稼働しました。 ■令和7年度の取組み状況 第2期稼働に係る連携テスト実施 窓口での取扱業務については⓫、⓭以外について移行完了。 ※⓫～⓲については令和9年度以後の予定。
2年間の取組みによる成果等	所管する❶、❻のシステム稼働を完了しました。 令和6年度、令和7年度に移行する第1期、第2期移行業務に係る連携テストを実施しました。
令和8年度以降の取組み予定	令和9年度移行に移行する業務について順次連携テスト等の調整を行います。

6 行政サービスの向上	
（2） マイナンバーカード手続きの体制強化	
施策の方向性	マイナンバーカードの保有率向上に伴い、転入・転居・転出時に連動したカード関連手続及び紛失、暗証番号忘れなどの諸手続が急増していることが、くみん窓口・出張所の窓口混雑の一因となっていることに加え、5年ごとの電子証明書更新、10年（未成年は5年）ごとのカード更新という周期的なピークが今後到来することから、マイナンバーカード手続の体制を強化し、混雑解消や区民の利便性向上に繋がる環境を整備します。
具体的な取組みの計画	**①「（仮称）世田谷区マイナンバーカードセンター」の開設** ・これまでマイナンバーカードの交付及び申請に特化していた三軒茶屋キャロットタワー2階の「マイナンバーカード専用窓口」を、令和6年7月（予定）に三茶昭和ビル内（三軒茶屋1-41-10）に移転・拡充します。カードの交付及び申請以外の諸手続や電子証明書更新にも対応できるマイナンバーカードの総合窓口とすることにより、マイナンバーカード保有者増加に伴う今後の更新ピークに備えます。 また、一部業務を委託化することで、年度ごとの手続件数増減に柔軟に対応するとともに、事業者のノウハウを活かした区民サービスの向上に努めます。
令和7年度末までの取組み状況	令和6年7月1日、マイナンバーカード業務に特化した世田谷区マイナンバーカードセンターを三軒茶屋に開設しました。三軒茶屋キャロットタワー2階に設置していた「マイナンバーカード専用窓口」では取扱いできなかった有料再交付手続きの取扱いを開始したほか、国外転出者用マイナンバーカードや特急発行手続きについても取扱いを開始しました。 ◇マイナンバーカード交付状況（令和8年3月31日現在） 令和6年度交付　67，831件 令和7年度交付　127，795件 （参考：交付数累計891，657件、保有率77．4％）
2年間の取組みによる成果等	世田谷区マイナンバーカードセンターの開設により、従来は別の場所に設置していたバックヤード拠点と窓口拠点が集約されたことで、業務を効率的に行えるようになりました。また、マイナンバーカードの総合窓口としてカードセンターを開設したことで、くみん窓口・出張所の混雑緩和を図るとともに、カード交付体制の強化を図りました。
令和8年度以降の取組み予定	業務の委託化により生み出された時間を活用し、臨時窓口開催等によりカード交付予約枠数を確保することで、周期的に到来する電子証明書およびマイナンバーカード更新のピークに対応していきます。

6 行政サービスの向上	
（2） マイナンバーカード手続きの体制強化	
施策の方向性	マイナンバーカードの保有率向上に伴い、転入・転居・転出時に連動したカード関連手続及び紛失、暗証番号忘れなどの諸手続が急増していることが、くみん窓口・出張所の窓口混雑の一因となっていることに加え、5年ごとの電子証明書更新、10年（未成年は5年）ごとのカード更新という周期的なピークが今後到来することから、マイナンバーカード手続の体制を強化し、混雑解消や区民の利便性向上に繋がる環境を整備します。
具体的な取組みの計画	**②「マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー」の運営** ・暗証番号再設定や電子証明書更新（5年ごと）手続に対応できる拠点拡大のため、令和5年3月に5地区で開始し、令和6年2月に7地区のまちづくりセンターに拡充した「マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー」について、より身近な拠点で手続できる利便性の提供と合わせ、今後の更新ピークに柔軟な対応ができるよう運営します。 また、地区ごとの取扱件数推移や区民ニーズの地域偏在等を踏まえて今後の対応を検討していくとともに、周期的な手続きを生活圏内にあるまちづくりセンターで行い区民の利便性の向上につなげます。また、併せて「区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点」であることを認識してもらうきっかけのひとつとなるよう取組みを進めます。 ※先行5地区：上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷 拡充7地区：若林、上町、代沢、松原、九品仏、船橋、喜多見
令和7年度末での取組み状況	まちづくりセンター12地区（上記）に設置している「マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー」（電子証明書発行・更新や暗証番号変更・再設定等）について、令和7年2月17日から、新たに8地区のまちづくりセンター（池尻、下馬、新代田、松沢、上野毛、深沢、砧、上北沢）に拡大し、総合支所・出張所併設型の8地区を除く全20地区の体制が完了しました。 令和6年度　まちづくりセンターにおける処理件数　23,358件 令和7年度　まちづくりセンターにおける処理件数　54,324件
2年間の取組みによる成果等	総合支所・出張所併設型の8地区を除く20地区に「マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー」を設置するとともに、区広報板や区内電鉄の一部の駅に周知用チラシを配架し、より身近な拠点であるまちづくりセンターでの電子証明書手続きを促進することで、くみん窓口・出張所の混雑緩和や区民の利便性向上に寄与しました。
令和8年度以降の取組み予定	区広報板や区内電鉄の一部駅への配架に加え、SNSや区広報紙についても適宜活用することにより、「マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー」の利用を促し、くみん窓口・出張所の混雑緩和を進めます。また、地区ごとの取扱件数推移を注視しながら、5年ごとの電子証明書更新等にも柔軟に対応できるよう、より良い運営体制の検討を進めていきます。

7　地域行政の運営体制の充実	
（1） 地区・地域課題解決のための体制の整備	
施策の方向性	地区アセスメントや地域経営方針に示す、多様化する地区・地域の課題に対応できる体制を整備します。
具体的な取組みの計画	**①総合支所地区担当制による地区支援の強化** ・地区の課題解決に向けて、総合支所のまちづくりセンター単位の地区担当制により業務の専門性を生かした地区支援の強化を図ります。
令和7年度末までの取組み状況	地区における四者連携会議※に総合支所保健福祉センター各課の地区担当者等が出席し、業務の専門性を生かした助言等の支援や課題への対応を協働で行うなど地区への支援体制が整っています。 ※四者連携会議　まちづくりセンターが主催し、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者の運営、地区活動などに関する情報の共有、社会資源の把握や課題の抽出など、各地区の実情に応じた状況や課題の把握と解決に向けての共有などを行う会議。
2年間の取組みによる成果等	地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者のみでは対応が難しい課題を、例えば専門的な視点等から保健福祉センターの保健師が助言を行ったり、必要に応じて同センターの管理職が支援するなど、課題対応力が強化されています。これにより、地区の課題の緩和等にも繋がっているものと考えています。
令和8年度以降の取組み予定	引き続き、地域（総合支所）が地区（まちづくりセンター等）を適切に支援することで、地区における課題対応力の強化を図り、地区課題等の解決に向けた取り組みを進めていきます。

7　地域行政の運営体制の充実	
（1） 地区・地域課題解決のための体制の整備	
施策の方向性	地区アセスメントや地域経営方針に示す、多様化する地区・地域の課題に対応できる体制を整備します。
具体的な取組みの計画	**②地区・地域課題対応予算の拡充** ・地区における課題に対応するためのまちづくりセンター予算を拡充し、地区課題への対応（企画立案と施行）に係るまちづくりセンターの権限の強化を図るとともに、権限強化のための検討を進めます。 ・地域経営方針に示す地域課題に対応するための総合支所予算を拡充し、地域課題への対応に係る総合支所の権限の強化を図ります。
令和7年度末までの取組み状況	・令和6年度より、各まちづくりセンターが地区課題の対応にあたるための地区課題対応予算を設け、まちづくりセンターが地区の状況に応じて執行ができるように拡充を図りました。 （令和6年度：各地区30万円） ・令和6年度より、各総合支所が地域課題の対応にあたるための地域課題対応予算を設け、総合支所が地域経営に基づく課題対応に執行できるよう拡充を図りました。 （令和6年度：各地域300万円） ・令和7年度予算編成過程より、令和6年度までの各地区・地域一律の予算額の設定ではなく、各地区・地域の課題対応に必要な予算の要求できるように変更しました。
2年間の取組みによる成果等	・各地区のまちづくりセンター・地域の総合支所では地区アセスメント及び地域経営方針等に基づく地域課題への対応に必要な予算がその要求に基づいて編成されることとなり、地区地域の権限が強化されました。
令和8年度以降の取組み予定	・引き続き、各地区のまちづくりセンター・地域の総合支所で、地区・地域課題への対応の強化に向けて、必要な体制整備に取り組みます。

7 地域行政の運営体制の充実	
(1) 地区・地域課題解決のための体制の整備	
施策の方向性	地区アセスメントや地域経営方針に示す、多様化する地区・地域の課題に対応できる体制を整備します。
具体的な取組みの計画	**③体制強化** ・高齢者等の増加に対応するため、各地区のあんしんすこやかセンターの体制を拡充し、福祉の相談窓口の体制強化を図ります。 ・地区の課題解決に向けて地区まちづくり支援職員(管理職)の経験・知見を活かせるように課題解決に向けた検討会への参加や庁内調整など地区への関わりを強めます。 ・地域経営方針に基づく施策の展開及び地域福祉の推進等のため、地域・地区の特性及び課題に応じた総合支所・まちづくりセンター等の体制強化を図ります。
令和7年度末までの取組み状況	・地区の特性及び課題に応じるためのまちづくりセンター等の体制強化として、庁内PTにおいて、現在の行政サービスのやまちづくり支援等についての検証や今後のあり方の検討を行いました。可能な取組みは速やかに取り組んでいます。 ・令和7年度からのあんしんすこやかセンターの新たな人員配置基準に対応するため、関係各課及び受託法人と調整を行い、あんしんすこやかセンターの人員体制強化を行いました。 ・多機関協働事業において、地区のバックアップを担当する保健福祉センターや、ぷらっとホーム世田谷が中心となってチームを組織し、複雑化・複合化している課題を抱えた方や、制度の狭間のニーズを抱えた方課題を抱えた方に対して、支援者間の隙間ができないようコーディネートしながら、福祉分野の支援に限らず、的確な支援を実施していくよう取り組んでいます。 ・地区まちづくり支援制度の見直し検討を行い、その結果を踏まえた、地区まちづくり支援職員(管理職)の位置づけの浸透(手引きへの記載等)により、経験・知見を活かした地区課題への解決へ関わり(地区における四者連携会議での課題への対応策の検討支援など)への強化を図っています。
2年間の取組みによる成果等	・まちづくりセンターの事業の円滑化の一環として、庁内PTにおいて検討したコミュニケーション手段のデジタル環境(配備iPadによるLINEオープンチャットの活用)を整備し、まちづくり事業等での情報連絡の円滑化が進みました。 ・地区の状況を踏まえた、あんしんすこやかセンターの人員体制強化により、高齢化の進展等に対応できる体制を整えました。 ・多機関協働事業において、支援者間の隙間を埋め、福祉分野の支援に限らず、的確な支援を実施していく体制を整えました。 ・地区まちづくり支援職員(管理職)の経験や知見を地区課題への対応に向けた検討に活かしています。
令和8年度以降の取組み予定	令和8年度以降も、引き続き、庁内PTにおいて、まちづくりセンターにおける行政サービスやまちづくり支援についての地区の特性や状況を踏まえての体制の強化に取り組んでいきます。

7　地域行政の運営体制の充実	
（2）地区・地域の公共施設の建物の状況に応じた対応（世田谷地域）	
施策の方向性	地区・地域の公共施設の建物の状況に応じて必要な対応を図ります。
具体的な取組みの計画	・身近な地区・地域での活動の場の確保や使いやすい施設の機能充実に向けて、公共施設等総合管理計画に基づき、地区・地域の公共施設の建物等の状況（老朽化や狭隘化等）に応じて必要な対応を図ります。 ・福祉の相談窓口において、高齢者等の増加に向けた体制拡充に応じた執務・相談スペースを確保します。
令和7年度末までの取組み状況	・経堂まちづくりセンター及び経堂出張所について、区民の利便性の向上と狭隘化等の課題解消のため、移転及び経堂地区会館との複合化に向けて基本構想の策定に取り組みました。 ・福祉の相談窓口において、執務室内のレイアウト変更を行うことにより、スペースを確保しました。 ・太子堂出張所について、狭隘化解消のための移転計画の策定等を行いました。
2年間の取組みによる成果等	・経堂まちづくりセンター及び経堂出張所の移転及び経堂地区会館との複合化にかかる基本構想を策定しました。 ・太子堂出張所の移転に向けたスケジュール策定、必要な物品の選定等を行いました。
令和8年度以降の取組み予定	・経堂まちづくりセンター及び経堂出張所の移転及び経堂地区会館との複合化について、基本構想を基に、基本設計・解体設計・実施設計に取り組みます。 ・太子堂出張所の移転が令和8年度の年末年始に予定どおり実施できるよう、スケジュール管理・調整を行います。

7　地域行政の運営体制の充実	
（2）地区・地域の公共施設の建物の状況に応じた対応（北沢地域）	
施策の方向性	地区・地域の公共施設の建物の状況に応じて必要な対応を図ります。
具体的な取組みの計画	・身近な地区・地域での活動の場の確保や使いやすい施設の機能充実に向けて、公共施設等総合管理計画に基づき、地区・地域の公共施設の建物等の状況（老朽化や狭隘化等）に応じて必要な対応を図ります。 ・福祉の相談窓口において、高齢者等の増加に向けた体制拡充に応じた執務・相談スペースを確保します。
令和7年度末までの取組み状況	・下北沢区民集会所の賃貸ビルの改築に伴い、公共施設等総合管理計画に基づき、借り上げ施設を返還し、老朽化が進んでいる北沢南区民集会所への機能統合を図るとともに下北沢の地域ニーズに応じた地域の活動拠点の整備を図ることとしました。 ・松沢まちづくりセンター（松沢図書室、福祉喫茶併設）について、中長期保全計画に基づく改修工事・実施設計及び狭隘緩和のためのレイアウト検討に取り組みました。
2年間の取組みによる成果等	・「下北沢区民集会所及び北沢南区民集会所の機能統合（整備方針）」を策定後、整備方針に対する地域住民・施設利用者の意見を踏まえて、「北沢南区民集会所基本構想」を策定し、音楽や演劇の練習等が可能な施設整備を図ることとしました。 ・松沢まちづくりセンターについて、中長期保全計画に基づく改修工事・実施設計及び狭隘緩和のためのレイアウト検討に取り組みました。
令和8年度以降の取組み予定	・北沢南区民集会所施設整備基本構想に基に、基本設計・解体設計・実施設計に取り組みます。 ・松沢まちづくりセンターについて、令和7年度に引き続き改修設計を行うとともに工事中の業務継続のためのスケジュール管理、調整を行います。

7　地域行政の運営体制の充実	
(2)地区・地域の公共施設の建物の状況に応じた対応(玉川地域)	
施策の方向性	地区・地域の公共施設の建物の状況に応じて必要な対応を図ります。
具体的な取組みの計画	・身近な地区・地域での活動の場の確保や使いやすい施設の機能充実に向けて、公共施設等総合管理計画に基づき、地区・地域の公共施設の建物等の状況(老朽化や狭隘化等)に応じて必要な対応を図ります。 ・福祉の相談窓口において、高齢者等の増加に向けた体制拡充に応じた執務・相談スペースを確保します。
令和7年度末までの取組み状況	・奥沢区民センターについて、施設の狭隘化解消を目的とした再度の仮移転に向け、令和6年12月に移転先新築物件の建築主である民間事業者と移転に関する協定を締結しました。また、令和7年度は移転先の機能等に関して、利用者や地域の方を対象とした説明会を実施し、いただいた意見等も踏まえて、内装の設計を行いました。 ・深沢まちづくりセンター(社会福祉協議会深沢地区事務局・深沢あんしんすこやかセンター含む)の老朽化に伴う建て替えについて、近隣の深沢小学校の建替えに伴い、複合化を検討する整備方針を定めました。 ・等々力地区の福祉の相談窓口について、令和7年2月に執務室内のレイアウト変更を行うことにより、等々力あんしんすこやかセンターのスペースを拡充しました。
2年間の取組みによる成果等	・奥沢区民センターについては、再仮移転先の内装設計を完了しました。 ・深沢まちづくりセンターについては、深沢小学校の建替えに伴う複合化の検討に向けて、整備方針を策定しました。 ・等々力地区の福祉の相談窓口について、等々力あんしんすこやかセンターのスペースを拡充しました。
令和8年度以降の取組み予定	・奥沢区民センターの再仮移転について、令和8年度に内装工事を実施し、令和9年度当初の移転、開設に向けた準備を進めます。 ・深沢まちづくりセンターの建替えについては、深沢小学校改築に伴う複合化検討を進め、令和8年度は基本構想の策定に取り組みます。

7　地域行政の運営体制の充実	
（2）地区・地域の公共施設の建物の状況に応じた対応（砧地域）	
施策の方向性	地区・地域の公共施設の建物の状況に応じて必要な対応を図ります。
具体的な取組みの計画	・身近な地区・地域での活動の場の確保や使いやすい施設の機能充実に向けて、公共施設等総合管理計画に基づき、地区・地域の公共施設の建物等の状況（老朽化や狭隘化等）に応じて必要な対応を図ります。 ・福祉の相談窓口において、高齢者等の増加に向けた体制拡充に応じた執務・相談スペースを確保します。
令和7年度末までの取組み状況	・成城まちづくりセンターについて、中長期保全計画に基づく改修設計に取り組みました。
2年間の取組みによる成果等	・成城まちづくりセンターの中長期保全計画に基づく改修設計について、現状のレイアウトに合った機器等の配置で、区民の利便性が向上する設計となるよう取り組みました。
令和8年度以降の取組み予定	・成城まちづくりセンターについて、中長期保全計画に基づく改修工事を行います。工事中の業務継続のためのスケジュール管理、調整を行います。

7　地域行政の運営体制の充実	
（2）地区・地域の公共施設の建物の状況に応じた対応（烏山地域）	
施策の方向性	地区・地域の公共施設の建物の状況に応じて必要な対応を図ります。
具体的な取組みの計画	・身近な地区・地域での活動の場の確保や使いやすい施設の機能充実に向けて、公共施設等総合管理計画に基づき、地区・地域の公共施設の建物等の状況（老朽化や狭隘化等）に応じて必要な対応を図ります。 ・福祉の相談窓口において、高齢者等の増加に向けた体制拡充に応じた執務・相談スペースを確保します。
令和7年度末までの取組み状況	・烏山まちづくりセンターについて、狭隘化等の課題解消のため、近隣の民間ビルに移転しました（令和7年2月）。 ・上祖師谷まちづくりセンターについて、区民利便性の向上と施設環境の改善ための移転に向け、基本構想の策定と基本設計の検討に取り組みました。
2年間の取組みによる成果等	・烏山まちづくりセンター移転により執務室の狭隘化が解消し、以前は別階だったあんしんすこやかセンターと同じ執務室となり、福祉の相談窓口としての利便性が向上しました。 ・上祖師谷まちづくりセンターについて、区民利便性の向上と施設環境の改善ため、移転に向けた基本構想の策定しました。
令和8年度以降の取組み予定	・上祖師谷まちづくりセンターについて、移転後の施設の基本設計および実施設計の検討を進めていきます。